資料８

社会復帰促進等事業に関する令和２年度評価の令和４年度概算要求への反映状況（概要）

＜令和２年度評価の令和４年度概算要求への反映状況について＞

１（1）Ｄ評価の事業で、増額要求を行っているもの　　（０事業）

（2）Ｄ評価の事業で、減額要求を行っているもの　　（２事業）

・令和２年度―37　女性就業支援・母性健康管理等対策費

・令和２年度―39　外国人技能実習機構交付金

２（1）Ｃ評価の事業で、増額要求を行っているもの　　（０事業）

（2）Ｃ評価の事業で、減額要求を行っているもの　（１事業）

・令和２年度－６　独立行政法人労働者健康安全機構運営費・施設整備費

３（1）Ｂ評価の事業で、増額要求を行っているもの　　（２事業）

・令和２年度－10　労災ケアサポート事業経費（※１）

・令和２年度―41　労働災害防止対策費補助金経費（※２）

（2）Ｂ評価の事業で、減額要求を行っているもの　（12 事業）

・令和２年度－７　労災疾病臨床研究事業費補助金事業

・令和２年度－13　労災特別介護施設運営費・設置経費

・令和２年度－16　過労死等防止対策推進経費

・令和２年度－21　職業病予防対策の推進

・令和２年度－23　職場における受動喫煙対策事業

・令和２年度－29　職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費

・令和２年度－36　家内労働安全衛生管理費

・令和２年度－45　過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し

・令和２年度－48　中小企業退職金共済事業経費

・令和２年度－49　独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費

・令和２年度－50　個別労働紛争対策費

・令和２年度－51　雇用労働相談センター設置・運営経費

※１要求額について、令和２年度～令和４年度の３カ年契約で事業の委託しており、契約額総額を３分割した金額を各年度要求しているところ、令和４年度は端数が生じているため、昨年度より１千円微増した

※２新規補助事業の増額によるもので当該事業の既定経費は減額している

４（1）Ａ評価の事業で、増額要求を行っているもの　　（７事業）

・令和２年度－２　義肢等補装具支給経費

・令和２年度－11　休業補償特別援護経費

・令和２年度－12　長期家族介護者に対する援護経費

・令和２年度－17　安全衛生啓発指導等経費

・令和２年度－28　治療と職業生活の両立等の支援手法の開発
・令和２年度－35　自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等
・令和２年度－47　医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

(2) Ａ評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの　(19 事業)

・令和２年度－１　外科後処置等経費
・令和２年度－３　特殊疾病アフターケア実施費
・令和２年度－４　社会復帰特別対策援護経費
・令和２年度－５　CO 中毒患者に係る特別対策事業経費
・令和２年度－８　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費
・令和２年度－９　労災就学等援護経費
・令和２年度－14　労災診療被災労働者援護事業補助事業費
・令和２年度－22　じん肺等対策事業
・令和２年度－24　職場における化学物質管理促進のための総合対策
・令和２年度－25　産業保健活動総合支援事業
・令和２年度－26　働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組
・令和２年度－27　メンタルヘルス対策等事業
・令和２年度－30　建設業等における労働災害防止対策費
・令和２年度－31　第三次産業等労働災害防止対策支援事業
・令和２年度－32　林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業
・令和２年度－33　機械等に起因する災害防止対策費
・令和２年度－42　産業医学振興経費
・令和２年度－44　未払賃金立替払事務実施費
・令和２年度－46　テレワーク普及促進等対策

社会復帰促進等事業に関する令和元年度評価の令和4年度概算要求への反映状況

【D評価の事業で、減額要求を行っているもの】 ※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和4年度要求の内容を示す。

（単位：千円）

令和3年度PDCA評価番号	令和2年度PDCA評価番号	令和2年度評価	事業名	令和3年度事業概要	令和4年度概算要求への反映状況	令和3年度予算額（①）	令和4年度要求額（②）
32	37	D	女性就業支援・母性健康管理等対策費	①女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性健康管理を推進する。 ②全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。 ③雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーの職員（非常勤職員を含む）が業務に使用するパソコンやプリンタの賃貸借料及び、グループウェアやメール等を利用するための利用料を負担する。	令和2年度においては、相談者からの相談に的確に回答しきれなかったものや、相談者の求める情報が提示できなかったものがあったため、非常に近い値ではあったが目標値を達成しなかった。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、セミナー予約のキャンセルが多数発生し、実施回数が低下したこと、セミナーの開催が自粛されたことに伴い、セミナーに関する相談件数が減少したことから、D評価となった。 令和3年度においては、メールによる相談について、的確な回答ができるよう改善を図る。女性の就労支援の全国的な底上げという目的を達成するため、未利用者・地域へのより一層の周知を行うとともに、オンラインセミナー等、新たな利用手段の提供を進めていくとともに、コロナ禍における働き方等、より利用者のニーズに応じた情報提供を行う。 令和4年度においては、①における女性労働者の特性に見合った健康管理対策（特に母性健康管理）を引き続き推進していくものであるが、②における講師派遣型のセミナーを廃止し、代替策としてセミナー・研修用の動画、教材をWEBで配信に変更するなど、コロナ禍に応じた事業内容とし、全体的にも経費を見直した上で要求額を削減している。③については、システム稼働に対する必要経費を精査し、減額要求を行うこととした。	965,222	434,245
34	39	D	外国人技能実習機構交付金	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査（安全衛生に関するもの）等を実施するための経費	令和2年度においては、実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合は93.4%であり、アウトカム指標の目標（95%）が未達となりD評価となった。新型コロナウイルスの影響で期日までの健康診断の実施や対面での安全衛生教育の実施が困難となったことが改善が遅れた原因である。 令和3年度においては期日までに改善対策を講じることが困難な実習実施者に対しては、期日までに現状の状況を報告させ、状況を把握するとともに、改善に向け必要な助言指導を行っているが、今般の状況を踏まえ、今後期日までの改善未対応が見込まれる実習実施者に対しては、より細やかに声かけを行うことにより、改善対応の実施を促していく。 令和4年度要求においては、引き続き技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査等を実施するために必要な経費を要求することとしているが、執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,302,412	1,256,560

（委託事業）

令和4年度　母性健康管理等推進支援事業

令和4年度要求額（労災勘定）　55,597（45,301）千円

セミナー・研修会の開催

企業の人事労務管理担当者等を対象に、働く女性の健康管理、ストレス対処等の必要な知識を付与するための研修会を開催し、各企業の取組等の事例についても収集を行う。

・テーマ毎に3回

働く女性の健康応援サイト等による周知・啓発

◎　企業や働く女性に対して健康管理に関する情報を提供する支援サイトを運営する。

＜サイトの内容＞

・事業主や全国の女性関連施設等向けの研修用の教材、動画の配信

・母性健康管理等に関するメール相談の実施

・事業所における具体的取組の好事例の掲載

・母性健康管理指導事項連絡カードの内容等に関する情報提供　等

◎　企業向け、女性労働者向けの周知・啓発資料を作成・配布。

（参考）母性健康管理措置に関する法制度について

労働基準法（母性保護）

産前は女性が請求した場合に6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は8週間、女性を就業させてはならない。（第65条第1項、第2項）

妊娠中の女性が請求した場合は、他の軽易な業務に換えなければならない。（第65条第3項）

妊産婦等については、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。（第64条の3）

生後満1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができる。（第67条）

男女雇用機会均等法（母性健康管理）

事業主は、女性労働者が妊産婦のための健康診査等の受診のために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。（第12条）

事業主は、女性労働者が健康診査等に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。（第13条）

雇用環境・均等行政情報システムの概要

令和４年度要求額　1,124,303（1,080,370）千円
労災勘定　562,157（540,186）千円
雇用勘定　562,146（540,184）千円

雇用環境・均等部(室)や総合労働相談コーナーにおける、母性健康管理措置を含む年間120万件を超える労使からの労働相談、労使への紛争解決援助等の記録の情報化を推進することにより、類似の相談事案の経緯等の把握や、紛争解決援助の手続きの効率化を図り、迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等を行う。

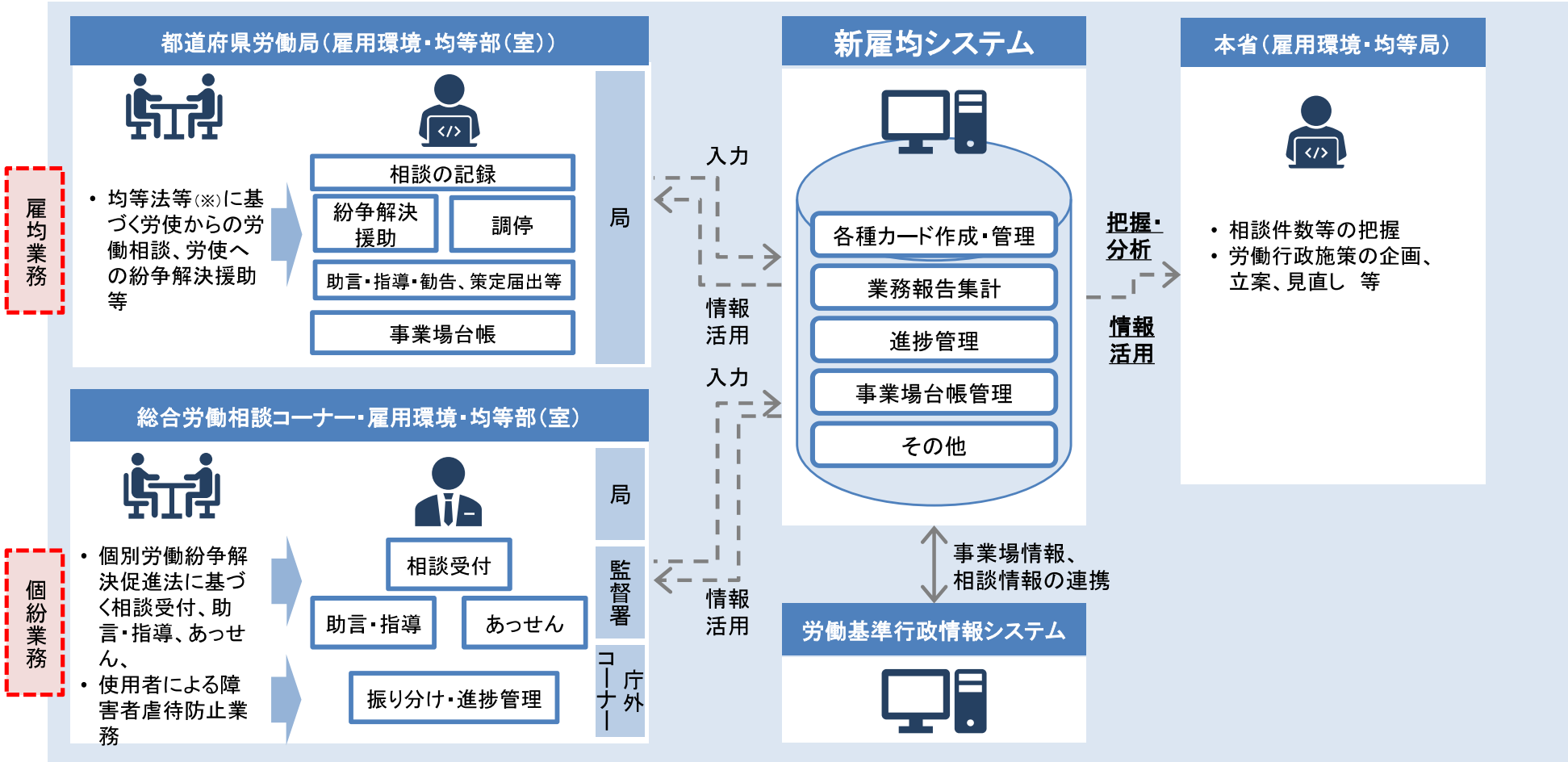

（※）均等法、育介法、パート・有期法、労推法、女活法、次世代法

外国人技能実習機構交付金

令和4年度　要求額
62.0億円（61.5億円）

一般会計 14.0億円（14.2億円）
労災勘定 12.6億円（13.0億円）
雇用勘定 35.4億円（34.3億円）

【機構概要】

○ 設置根拠　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

○ 法人形態　認可法人（法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可）

○ 目的　外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。

○ 設立年月日　平成29年1月25日（設立登記日）

○ 役員
理事長　大谷　晃大
理　事　木塚　欽也
清水　洋樹
金原　主幸
監　事　杉澤　直樹
藤川　裕紀子（非常勤）

○ 資本金　1億9,304万円（国からの出資額）

○ 業務内容
1. 技能実習計画の認定
2. 実習実施者や監理団体への実地検査
3. 実習実施者の届出の受理
4. 監理団体の許可に関する調査
5. 技能実習生に対する相談・援助　等

○ 本部　〒108-0075　東京都港区海岸3-9-15 LOOP X 3階
電話番号：03－6712－1523（代表）　ホームページ：https://www.otit.go.jp/

【C評価の事業で、減額要求を行っているもの】 ※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和4年度要求の内容を示す。

（単位：千円）

令和3年度 PDCA 評価番号	令和2年度 PDCA 評価番号	令和2年度 評価	事業名	令和3年度事業概要	令和4年度概算要求への反映状況	令和3年度 予算額 （①）	令和4年度 要求額 （②）
6	6	C	独立行政法人労働者健康安全機構 運営費・施設整備費	療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図る。 また、療養施設等の整備等を行う。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各労災病院における感染拡大防止や自治体からの病床確保要請等を最優先事項としたことにより、「受託検査件数」、「病床利用率」、「講習会等開催回数」の指標が目標未達成となり、C評価となった。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に対応しつつ、指標達成に向け、以下の取組を行っている。 ・受託検査件数の回復に向けて、受託元となる開業医等への受診抑制が続いている中で、検査時における感染対策の徹底はもとより、院内における感染対策状況の徹底について、ホームページ・広報誌等での周知といった取組を行っている。 なお、地域の感染状況に応じて、順次、開業医への訪問を再開していく。 ・病床利用率の回復に向けて、行政の「新型コロナウイルス感染症患者の受入病床設置要請」に対応すべく、院内の病床の調整による新型コロナウイルス感染症患者の受入を行いつつ、PCR検査実施等の感染対策を徹底し、一般入院患者についても円滑な受入を行っている。 ・講習会等開催回数について、令和3年度当初から全国的に新型コロナウイルス感染症患者が増加し、多くの労災病院で当該患者を受け入れている中で、感染防止対策のみならず、受け入れに伴う負担や講習会開催に係る業務量も勘案しながら、可能なものはWEBでの対応に変更して実施するなど、臨機応変に開催しているところである。 労働者健康安全機構の運営費については、算定ルールに基づき、各経費に事業年度ごとに定める効率化係数を乗じる等により要求額を積算している。 施設整備費については、中期目標に基づき、各施設等の状況から緊急性、必要性等を考慮し、施設整備及び機器整備を実施する各事業年度毎に整備計画を策定している。 令和4年度要求に当たっては、財政状況を勘案し、当該年度で真に実施が必要な事項に厳選をした減額要求を行うこととした。	13,340,649	13,045,576

労働者健康安全機構の概要

設立　平成16年4月1日

・独立行政法人労働者健康福祉機構（平成16年設立）と独立行政法人労働安全衛生総合研究所（平成18年設立）が平成28年4月に統合

独立行政法人の分類　中期目標管理法人

中期目標期間：5年間
（第4期　：平成31年4月1日～令和6年3月31日）

設立目的　独立行政法人労働者健康安全機構法第3条（機構の目的）

療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

主な役割

令和4年度要求額（労災勘定）
運営費交付金：11,220,887（12,022,985）千円、施設整備費補助金：1,824,689（1,317,664）千円

○研究及び試験事業
- **労働安全衛生研究**（**労働安全衛生総合研究所**）　労働安全衛生の総合研究機関として、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を実施
- **労災疾病等医学研究**　労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、3つの分野に集約化して研究開発を実施

○労働災害調査事業
大規模な労働災害や発生メカニズムが複雑な労働災害等の原因究明のための専門的な調査

○化学物質等の有害性調査事業（**日本バイオアッセイ研究センター**）
労働者の健康障害防止対策のために、化学物質の有害性調査等を実施

○労災病院事業（**労災病院**）
労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、両立支援、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供、地域の医療水準の向上に貢献

○産業保健活動総合支援事業（**産業保健総合支援センター**）
産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動を促進

○治療就労両立支援事業（**治療就労両立支援センター（部）**）
治療と就労の両立支援の事例の収集・分析をした上で医療機関向けマニュアルを作成し、労災指定医療機関等へ普及

○専門センター事業（**医療リハビリテーションセンター・総合せき損センター**）
重度の被災労働者に対し高度・専門的な医療、リハビリテーションを実施し、被災労働者の社会復帰を支援

○未払賃金立替払事業
事業場の倒産等により未払となった賃金等を事業主に代わって労働者に立替払を実施

○納骨堂の運営（**高尾みころも霊堂**）
産業災害殉職者の御霊を奉安する霊堂の環境整備、産業殉職者合祀慰霊式の実施

労災病院事業

※労災病院事業は自己収入（診療報酬等）で運営されており、労災勘定（施設整備費補助金・運営費交付金）の予算要求は行っていない。

（1）疾病に関する高度・専門的な医療の提供

【機構が実施する取組】

○　疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療の総合的な取組については、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、先導的に実践し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を図る。

ア　勤労者医療の推進：研究・開発で得られた知見を臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で普及させる。

イ　社会復帰の促進：メディカルソーシャルワーカー等による社会復帰に関する相談への対応等、患者への支援を実施する。

○　背髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な労災疾病については、協働研究及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応する。

（2）地域医療への貢献

目標【指標】

●　地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率等を維持する。

●　症例検討会や講習会等を中期目標期間中、延べ4200回以上実施する。

【目標設定等の考え方】

平成26年度から平成29年度までの実績（平均）822回を踏まえ、4200回以上とした。

●　高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万5000件以上実施する。

【目標設定等の考え方】

平成26年度から平成29年度までの実績（平均）3万5824件等を踏まえ、17万5000件以上とした。

【機構が実施する取組】

○　地域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院において、地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保するとともに、地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率等を維持する。

○　地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を実施する。

○　ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を実施する。

○　各労災病院の診療機能について、ホームページ等による情報提供を引き続き行う。

○　都道府県において策定する医療計画（地域医療構想を含む）や医療圏における医療ニーズを勘案した上で、診療機能の見直しを実施する。

（3）大規模労働災害等への対応

【機構が実施する取組】

○　大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備え、緊急対応を速やかに行うため適宜危機管理マニュアルの見直しを行う。

（4）医療情報のICT化の推進

【機構が実施する取組】

○　経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いを勘案した上で、医療情報のICT化の一層の推進を図る。

○　個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省策定「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を行う。

（5）患者の意向の尊重と医療安全の充実

目標【指標】

●　患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保する。

【機構が実施する取組】

○　日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、患者サービス向上委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する。

○　医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続実施するとともに、患者の医療安全への積極的参加の推進し、医療安全の充実を図る。

（6）治験の推進

目標【指標】

●　治験症例数を中期目標期間中2万900 件以上確保する。

【機構が実施する取組】

○　各労災病院から治験コーディネーター研修等への積極的な職員派遣による治験実施体制の強化、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行う。

（7）産業医等の育成支援体制の充実

【機構が実施する取組】

○　労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。

（8）労災病院ごとの目標管理の実施

【機構が実施する取組】

○　機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用し、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、ＰＤＣＡサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を実施、その実績を業務実績等報告書において明らかにし、業務の質を向上させる。

（9）行政機関等への貢献

【機構が実施する取組】

○　労災病院医師による国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。

○　労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを活かして対応する。

○　アスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。

　また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

（1）独立行政法人国立病院機構との連携等

【機構が実施する取組】

○　全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下、国病機構という。）等の公的医療機関と連携する。

（2）個別病院単位の財務関係書類の作成等

【機構が実施する取組】

○　労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。

（3）医業収入の安定的な確保

目標【指標】

●　病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上（※）とし、繰越欠損金が生じないよう病院収入の安定的な確保に努める。【※：医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績】

【機構が実施する取組】

○　安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努める。

【B評価の事業で、増額要求を行っているもの】 ※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和4年度要求の内容を示す。

（単位：千円）

令和3年度 PDCA 評価番号	令和2年度 PDCA 評価番号	令和2年度 評価	事業名	令和3年度事業概要	令和4年度概算要求への反映状況	令和3年度 予算額 （①）	令和4年度 要求額 （②）
10	10	B	労災ケアサポート事業経費	在宅で介護、看護等が必要な労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援等を実施する。	令和2年度について、アウトカム指標については目標を達成することができたものの、アウトプット指標については、労災重度被災労働者の新型コロナウイルス感染を最大限防止する観点から、緊急事態宣言が発令された都道府県について、発令されている期間中の訪問支援活動を中止せざるを得なかったことにより目標を達成することができず、全体としてB評価となった。 令和3年度については、令和2年度に引き続き、受託者において各四半期の訪問支援計画を作成させた上で、適宜進捗状況の把握及び必要な指導を行うことにより、訪問支援を計画的かつ適切に実施していく。また、今後においても労災重度被災労働者に対する自宅への訪問支援を基本とするが、労災重度被災労働者がオンラインでの相談を希望し、相談内容もオンラインで対応することが可能な場合は、オンラインでの支援の実施を検討し、改善を図っていく。	461,450	461,451
35	41	B	労働災害防止対策費補助金経費	労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき設立された各種労働災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、個別指導について一部の事業場でキャンセル等が発生し、指導件数が目標値に僅かに届かなかった結果、B評価となった。 一方で、労働災害防止対策には、個々の事業場の事情に応じた指導・助言が効果的であるため、少しでも多くの事業場で指導等が行えるよう、感染症対策には留意しながら引き続き実施していく。 令和4年度予算については、既定経費は事業の執行状況等を踏まえ所要額を精査の上、減額要求を行うこととしたものの、自然災害に係る復旧・復興工事のための安全衛生確保支援事業や高度安全機械等の導入支援に係る補助金事業等の新規要求があるため、全体として増額要求となった。	1,805,372	2,510,782

労災ケアサポート事業の概要

背景・目的

令和４年度要求額（労災勘定）　461,451（461,451）千円

■ 労災年金を受給している労災重度被災労働者（傷病又は障害等級第1級から3級）は、令和3年4月時点で全国で約21,000人。

■ 労災重度被災労働者は、せき髄損傷、頭部外傷、じん肺など労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、呼吸困難、肺炎等の合併症や褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発症しやすい。

■ 労災重度被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、健康や介護に関する深刻な問題が生じている。

➢ **このような状況に鑑み、在宅での介護・看護を必要とする労災重度被災労働者（原則65歳未満）及びその家族に対し、労働災害特有の傷病・障害に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施する等により、当該被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。**

事業の内容

労災重度被災労働者で、在宅介護等を必要とする原則65歳未満の者に対し、①訪問支援②労災ホームヘルプサービスを行う。

※当該事業は一般財団法人労災サポートセンターに委託（R2～R4の3箇年契約）

① 訪問支援（全国7ブロック（※）に分けて実施）

- 労災ケアサポーターによる訪問支援

  労働災害特有の傷病・障害に関する専門的な知識を有する看護師等（労災ケアサポーター）が、労災重度被災労働者の居宅を訪問し、労災重度被災労働者及びそのご家族に対して在宅介護・看護、健康管理等に関する相談支援を行う。

- 指導医による指導

  労災重度被災労働者に対する健康管理指導医やメンタルケア指導医による医学専門的な指導を行う。

② 労災ホームヘルプサービス（関東甲信越ブロックの受託者が全国を対象に実施）

せき髄損傷等に係る専門的な知識等を習得させるための研修を実施し、修了した看護師等（労災ホームヘルパー）が労災重度被災労働者（原則65歳未満）の居宅を訪問し、労災特有の傷病・障害の特性に応じた必要な介護サービスを提供する。

（※）7ブロック：北海道、東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄

労働災害防止団体について

令和４年度要求額（労災勘定）
2,510,782（1,805,372）千円

	会長	設立年月日	令和3年度予算額 （労働災害防止対策費補助金）	根拠法
中央労働災害防止協会	十倉　雅和 ((一社)日本経済団体連合会会長)	昭和39年8月1日	825百万円	労働災害防止団体法
建設業労働災害防止協会	今井　雅則 （戸田建設(株)代表取締役社長）	昭和39年9月1日	397百万円	労働災害防止団体法
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	渡邉　健二 （日本通運(株)代表取締役会長）	昭和39年8月15日	216百万円	労働災害防止団体法
林業・木材製造業 労働災害防止協会	村松　二郎 （(一社)全国木材組合連合会会長）	昭和39年9月1日	187百万円	労働災害防止団体法
港湾貨物運送事業 労働災害防止協会	藤木　幸太 （藤木企業(株)代表取締役社長）	昭和39年9月1日	150百万円	労働災害防止団体法
船員災害防止協会	小島　茂 （一社)日本船長協会会長）	昭和42年10月31日	28百万円	船員災害防止活動の促進に関する法律

※令和3年4月1日時点（中災防（会長）は7月末時点）

＜中央労働災害防止協会＞

- 事業主、事業主団体が行う労働災害防止のための活動促進
- 技術的な事項についての指導及び援助
- 労働者の技能に関する講習
- 教育及び技術的援助のための施設の設置及び運営
- 機械及び器具についての試験及び検査
- 情報及び資料の収集及び提供　等

＜業種別労働災害防止協会＞

- 労働災害防止規程の設定
- 会員に対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助
- 船舶所有者、船舶所有者の団体等が行う船員災害の防止のための活動を促進　等

集団指導・個別指導について

労働災害防止団体法、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき選任された安全管理士及び衛生管理士が、事業場の事情等に即した労働災害防止に係る技術的な助言・支援を行うことで、労働災害の防止に寄与している。

【B評価の事業で、減額要求を行っているもの】 ※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和4年度要求の内容を示す。

（単位：千円）

令和3年度 PDCA 評価番号	令和2年度 PDCA 評価番号	令和2年度 評価	事業名	令和3年度事業概要	令和4年度概算要求への反映状況	令和3年度 予算額 （①）	令和4年度 要求額 （②）
7	7	B	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	認定基準が確立されていない疾病や鑑別・判断が困難な疾病に係る診断方法及び診断技術に係る臨床研究、放射線業務従事者の健康影響に係る疫学研究、過労死防止対策推進法に基づく調査研究などについて、広く研究者を募り、当該研究事業を補助することにより、新しい知見を見いだし、診断等における技術水準の向上を図る。	本事業については、公募スケジュールの周知が十分でなかったこと等により、応募数が目標に及ばず、B評価となった。 評価委員会において一定の評価を得た研究計画の実施及び評価委員会における委員からの評価（「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点（等）を研究者にフィードバックし、それを踏まえた研究を実施、並びに、公募スケジュールの周知方法について見直しを行っていく。 令和4年度予算については、事業の執行状況等を踏まえ所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,049,762	954,763
13	13	B	労災特別介護施設運営費・設置経費	在宅で介護を受けることが困難な労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の運営を行う。 また、当該施設の整備・修繕を行う。	令和2年度について、アウトカム指標は達成することができたものの、アウトプット指標については、全8施設の死亡や長期入院等による退去者数が前年度より21名増加（81名）したことや、これまで入居率90%を超えていた施設（愛知・大阪）の入居率が90%を下回ったこと、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、入居希望者から入居の延期の要望があったこと等により、目標を達成することが出来ず、全体としてB評価となった。 令和3年度については、従来からの入居促進取組で一定の効果があがっている施設の入居希望者に対する個別指導などの取組を引き続き行うのと同時に、入居の端緒となりうる短期滞在型サービスに関して積極的な周知・利用促進を行うほか、入居希望者との面接調査を実施する場合、入居者の希望によっては、オンラインによる面接調査を実施していくことで、改善を図っていく。 本事業に係る施設運営費については、令和元年度に一般競争入札を実施し、令和2年度から令和4年度までの3カ年契約を締結しているため、所要額（契約額）を要求した。	2,185,739	2,161,540
15	16	B	過労死等防止対策推進経費	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ —①過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めるための周知・啓発 ②国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」 ③過労死等の労働問題等について理解が深まるよう啓発するため、過労死遺族や労働問題の専門家の講師派遣 ④過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会等 を実施する。	令和2年度は、本事業のうち、「過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会」について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、対面からオンラインへの切り替えを行ったが、切り替えを判断した日から開催日までの期間が短く、オンラインでのプログラムを十分に検討できずに、未達成となった。そのため、令和3年度は、対面開催とすることを前提としつつも、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、オンライン開催となった場合におけるプログラムについても検討している。 令和4年度予算については、令和3年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死で親を亡くした遺児の健全な成長のサポートに必要な相談対応を行うための経費を新たに要求しているが、全体としては、執行状況等を踏まえ所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	219,247	211,094

【B評価の事業で、減額要求を行っているもの】 ※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和4年度要求の内容を示す。

（単位：千円）

令和3年度 PDCA 評価番号	令和2年度 PDCA 評価番号	令和2年度 評価	事業名	令和3年度事業概要	令和4年度概算要求への反映状況	令和3年度 予算額 （①）	令和4年度 要求額 （②）
17	21	B	職業病予防対策の推進	①東電福島第一原発における廃炉等作業に従事する方のための健康支援相談窓口を定期的に開設、健康相談を実施する。 ②眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。 ③職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを運営し、WBGT値（暑さ指数）の正確な把握と実測値に応じた対応方法や主要産業別の対策の好事例を周知啓発する等、職場環境に起因する職業病予防対策を推進する。	①令和2年度は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響を受けて、作業員及び労働衛生担当者向けの研修会の開催件数が目標を下回ったため、B評価となった。令和3年度は、適切な感染症防止対策をとった上で実施する集合形式に加え、オンラインによる方法等で情報提供を行うよう見直しを図った。 ②令和2年度は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響を受けて、個別医療機関への支援件数が目標を下回ったため、B評価となった。令和3年度は、オンラインによる実施や医療機関が支援を受ける機会を長く確保するよう仕様の見直しを行った。 ③令和2年度は、熱中症ポータルサイトの運営を開始し、また、掲載するコンテンツについても同年度に作成したことから、年度途中にコンテンツを掲載したため、アクセス件数が目標を下回ったものと考えられる。令和3年度は、令和2年度の成果物に加え、新規にコンテンツを作成し、拡充していくことにより、活用の推進を図った。 令和4年度は、事業ノウハウの蓄積による運営の効率化とともに、その執行状況に基づき所要額を精査の上、減額要求を行っている。	539,268	502,865
19	23	B	職場における受動喫煙対策事業	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場からの喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導等を実施するとともに、喫煙室を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、本事業における講習会は想定より開催回数が足りずB評価となった。 令和3年度は、継続して新型コロナウイルス感染症の流行があることから、対策のため講習会はオンラインで実施を併行して行うこととした。 令和4年度においても講習会はオンラインで実施を併行して行うこととし、事業の執行状況等を踏まえ所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	438,400	433,982
25	29	B	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	（1）職場のハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援を行う。 （2）ハラスメントの被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 （3）事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。	令和2年度においては、コロナの影響により、新規コンテンツの作成が遅れ、掲載が3月下旬になり、周知が不十分であったためB評価となった。 令和3年度においては、ホームページ内容を充実させるため、コロナ状況もふまえつつ、計画的にコンテンツを作成していく。 （1）（2）については、令和4年4月からハラスメント防止措置が中小企業にも義務化されるため、中小企業へのハラスメント防止対策は廃止し、ハラスメント相談窓口担当者等や社労士・経営指導員を対象とした研修・人材育成事業への見直しを行いつつ、全体として概算要求額を縮減した。 （3）については、執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	305,179	190,604
31	36	B	家内労働安全衛生管理費	家内労働者の災害防止及び職業性疾病の予防を図るため、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。	令和2年度においては、家内労働者安全衛生指導員の配置人数の減少に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に基づく緊急事態宣言の発令等により対面指導が困難であったため目標を達成できず、B評価となった。今後は、指導員の適任者の採用や見込み活動日数の勘案等により、適正な配置人数の確保に努めるとともに、感染状況・ワクチン接種状況等を考慮しながら必要な感染対策を講じた上で、対面指導に協力いただけるよう粘り強く依頼し、活動日数の確保に努める。 令和4年度予算については、執行実績等を踏まえ所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	26,965	25,800

【B評価の事業で、減額要求を行っているもの】 ※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和4年度要求の内容を示す。

（単位：千円）

令和3年度 PDCA 評価番号	令和2年度 PDCA 評価番号	令和2年度 評価	事業名	令和3年度事業概要	令和4年度概算要求への反映状況	令和3年度 予算額 （①）	令和4年度 要求額 （②）
38	45	B	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	「働き方改革」に取り組む中小企業事業主等への支援事業を実施するとともに、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。	サイトのPV数等が、アウトプット指標で定めた件数に及ぼなかったことから、B評価となった。 令和3年度においては、過去の支給実績等を踏まえ、コースの統合等を行い、加えて、「働き方改革推進支援センター」等で、助成金の活用に向けた周知を行っているところである。 また、働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断等の診断結果件数等が、アウトプット指標で定めた件数に及ぼなかったことから、B評価となった。 令和3年度においては、企業診断について、診断途中での離脱を防ぐコンテンツの拡充やインターネット広告での周知を行う等の取組を行っているところである。 令和4年度概算要求においては、中小企業における割増賃金率の猶予措置廃止（令和5年）、時間外労働の上限規制の適用猶予業種（令和6年）への施行に向けて、引き続き、きめ細やかな支援等を行う必要があることから、執行実績等を踏まえて、「働き方改革推進支援助成金」については増額要求を行ったが、働き方改革に係る効率的な周知啓発を図るため、「「働き方改革」に向けた周知・啓発事業」については、「中小企業・小規模事業主等に対する働き方改革推進支援事業」へ統合するなど見直しを行い、全体として減額要求を行った。 また、働き方・休み方改善ポータルサイトについてはの掲載情報の拡充を行うための必要な改修を行いつつも、効率的な事業運営を図ることにより、減額要求を行った。	11,087,618	9,925,547
41	48	B	中小企業退職金共済事業経費	中小企業における退職金制度確立に向けて中小企業退職金共済制度への新規加入を促進するため、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対して、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、相手方が対面での訪問を希望しない場合には電話及び文書での加入勧奨に代えたことにより、アウトプット指標（訪問件数）が未達成のため、B評価となった。 令和3年度においては、新型コロナウィルス感染症の感染防止対策を十分に講じた上で、目標達成に努める。 令和4年度予算については、執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,641,698	1,559,613
42	49	B	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	独立行政法人労働政策研究・研修機構において労働に関する事務に従事する者に対する研修を行うために必要な経費である。 また、独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備のための経費である。	研修事業について、令和2年度、令和3年度においてオンラインで実施した実績を活かし、新型コロナウイルス感染症感染防止に万全を期し、オンラインの研修と集合研修の双方のメリットを最大限活用した研修方式により実施する。 令和4年度において施設整備費は要求しない。	199,331	126,102
43	50	B	個別労働紛争対策費	個別労働関係紛争の解決・促進を図るため、以下の事業を実施する。 ①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 ④いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実 ⑤多言語相談支援	多言語相談支援事業（事業番号33）については、令和2年度において、外国人労働者からの相談のうち、外国人相談者自らが日本語で意思疎通可能だった場合や知人などの通訳を同伴して対応できた場合が多く、多言語コンタクトセンター又は多言語音声翻訳アプリケーションの利用に至らなかったため目標を達成できず、C評価となった。 令和3年度は、都道府県労働局雇用環境・均等部室にあらためて周知・活用促進を図った。 令和4年度概算要求においては、 多言語相談支援事業のうち多言語音声翻訳アプリケーションを令和3年度限りで廃止し、多言語コンタクトセンターについても、利用実績も踏まえ体制の見直し等を行い、個別労働紛争対策費（事業番号43）として実施することとした。全体としては執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,611,783	1,570,561

【B評価の事業で、減額要求を行っているもの】 ※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和4年度要求の内容を示す。

（単位：千円）

令和3年度 PDCA 評価番号	令和2年度 PDCA 評価番号	令和2年度 評価	事業名	令和3年度事業概要	令和4年度概算要求への反映状況	令和3年度 予算額 （①）	令和4年度 要求額 （②）
44	51	B	雇用労働相談センター設置・運営経費	国家戦略特別区域において、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、雇用労働相談センターを設置し、事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。	令和2年度においては、目標の指標の一つであった各雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数が前年度実績を下回ったことによりB評価となったものであるが、雇用労働相談センターではベンチャー企業やグローバル企業などからの相談を対象としているところ、新型コロナウイルスの影響が広がるにつれて、一部のセンターにおいて相談件数の減少状況が見られ始めたため、年度途中から急遽、オンラインによるセミナー・相談を積極的に取り入れる等の改善策を講じるなど、相談件数の増加に向けた検討・対応を行ったものであり、一部のセンターでは過去最高の相談件数を実現することができるに至るなど、次年度にもつながる適正な事業運営の実施に努めたものである。 令和3年度においては、目標の指標について、直近3年間1ヶ月平均相談件数等へ変更するとともに、年度当初からオンラインによる相談体制の充実を図り、起業予定者などを対象とした相談獲得に向けた更なる周知広報を行うとともに、オンラインセミナーの積極的な実施をするなど、センターの運営方法について改善策を講じた上で、引き続き、事業の適正な運営に努めているところである。 令和4年度予算については、雇用労働相談センターにおけるオンライン対応をさらに進めていくこと等を踏まえた上で、減額要求を行うこととした。	309,759	297,480

労災疾病臨床研究事業費補助金について

令和4年度予算額（労災勘定） 954,763 (1,049,762)千円【労働保険特別会計】

趣旨・目的

多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病については、新しい知見を見いだす必要があるため、労災疾病としての診断等における技術水準の向上を図ることができるよう、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究等について、補助を行う。

研究概要

（１）労災疾病臨床研究

- 多くの労働現場で発生している疾病
- 勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病
- 今後、勤労者への健康影響が危惧される要因

} 早期の職場復帰の促進
労災認定の迅速・適正化等
に寄与する研究

（２）放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究

（３）過労死等防止対策推進法に基づく調査研究（指定型）

（参考）予算の推移（行政経費除く）

平成30年度予算額：	1,111,571千円	15課題新規採択
令和元年度予算額：	1,111,605千円	12課題新規採択
令和２年度予算額：	1,111,683千円	７課題新規採択
令和３年度予算額：	1,046,141千円	12課題新規採択
令和４年度概算要求額：	951,142千円	４課題新規採択予定

実 施 方 法

○　原則として一般公募により広く研究者を募り、複数年度にわたり研究を行うことが可能。
○　申請課題の採択、研究継続の可否、研究成果の評価については、外部有識者による評価委員会を設置し、専門的・学術的観点等から総合的な評価を行う。

労災特別介護施設（ケアプラザ）の概要

背景・目的

令和４年度要求額（労災勘定）　2,161,540（2,161,540）千円

■　労災年金を受給している労災重度被災労働者（傷病又は障害等級第１級から3級）は、全国で約21,000人に上り、このうち約15,000人が60歳を超えている。
■　これら労災重度被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難となり、介護に当たる家族介護者の肉体的・精神的負担は相当大きなものとなっている。
■　労災重度被災労働者は一般の障害者とは異なり、せき髄損傷、頭部外傷、じん肺など労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等により実施されている介護サービスでは、その傷病・障害の特性に応じた専門的な介護は施されていない現状にある。
⇒　**こうした労災重度被災労働者の介護をめぐる環境等を十分踏まえ、傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供するため、労災特別介護施設（ケアプラザ）の運営を行うことにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。**

事業の内容

高齢化の進展等により在宅での介護が困難な労災重度被災労働者のための介護施設として、国が全国8カ所に設置し、せき髄損傷、頭部外傷、じん肺等の労災特有の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービス及び短期滞在型介護サービスを提供する。
※事業及び施設の運営は一般財団法人労災サポートセンターに委託（R2～R4の3カ年契約）

■施　設
〇設置場所：北海道、宮城、千葉、愛知、大阪、広島、愛媛、熊本　〇敷地面積：約25,000㎡、延べ床面積約11,000㎡（8施設平均）
〇居室数（うち個室）：約85（80）室（8施設平均）　＊個室の広さは約30㎡　〇入居定員：100名（令和2年4月1日より北海道施設及び愛媛施設については、90名）

■入居要件
原則として、**傷病等級又は障害等級が1級から3級の労災年金受給者（労災重度被災労働者）で在宅での介護が困難な者**（障害等級4級程度の者でも、特例的に入居が認められる場合がある）

介護サービス

■介護体制
①　看護師と介護福祉士が24時間体制で勤務し、食事介助、排泄介助、入浴介助など日常 生活の介護を提供（**24時間365日介護**）
②　入居者の障害、傷病の状態に合わせて適切な介護とともに、身体機能維持のためリハビリ専門職（療法士）によるリハビリテーションを 実施

■健康管理
月3～4回程度、医療コンサルタント（医師）による健康相談の実施

■施設利用料
年収や扶養家族の人数に応じ、月額3万3千円から25万8千円までの16段階に区分
例　年間収入430万円で配偶者のある方が個室入居の場合　月額12万8千円（日用品の購買費や診療費などは個人負担）**＊県・市町村の負担金等は発生しない。また、介護保険適用対象外の施設であるため、入居者が年収に応じた入居費を支払うのみであり、入居者は介護保険料の納付は停止される**

■介護費
労働者災害補償保険法で定める要介護障害程度区分
「常時介護を要する状態」にある者 ⇒ 171,650円、「随時介護を要する状態」にある者 ⇒ 85,780円
＊労働者災害補償保険に介護(補償)等給付の支給を請求することにより、後日、同額が支給されるため、入居者の実質的な負担はなし

短期滞在型介護サービス

■短期滞在介護サービス
労災重度被災労働者を介護をしている家族等が、病気、冠婚葬祭、旅行等のために一時的に介護ができなくなったときに、短期間、その家族等に代わって労災重度被災労働者に対して介護サービスを提供（1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、1日につき3，600円（食事代・消費税を含む））

■日帰り介護サービス
労災重度被災労働者に対し、日中の入浴、給食等の介護サービスを提供（利用料金は1日につき600円（食事代・消費税を含む））

■家族同伴短期滞在介護サービス
労災重度被災労働者とその家族が同伴し、在宅での生活において必要となる、日常生活動作、介護技術を習得するサービスを提供（1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、利用料金は1名1日につき3，600円（食事代・消費税を含む））

過労死等防止対策推進等経費（一部新規）

令和4年度要求額
278,817(286,994)千円

一般会計 5,572千円（5,596千円）
労災勘定 273,245千円（281,398千円）

法及び大綱の規定、目的

過労死等防止対策推進法（平成26年6月27日法律第100号）及び法に基づく、「過労死等の防止のための対策を効果的に推進するための対策に関する大綱」（以下「大綱」と言う。）で、過労死等の防止のため、国が行うべき事項を規定。
法及び大綱に基づき、過労死等の防止のための対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることの社会の実現を目指す。

事業の内容

①過労死等防止対策推進協議会の設置

③周知・啓発事業【委託】

➢ **ポスター等の作成**

国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に、ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布、インターネット広告等多様な媒体を活用し、広く周知・啓発を実施

➢ **シンポジウムの開催**

過労死等防止啓発月間（11月）を中心にシンポジウムを開催
（中央1箇所、全国47箇所）

➢ **過労死遺族等講師派遣**

過労死等の労働問題等を啓発するため、過労死遺族や労働問題の専門家を講師として派遣

②年次報告書（過労死白書）等作成経費

④過労死遺児交流会等開催経費【委託】

➢ **交流会の実施**

過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントや相談会を実施（年1回開催）

➢ **相談室の設置（新規）**

過労死により親を亡くした遺児やその親の育児の悩みをサポートするための相談室を開設

⑤過労死等に関する調査研究経費【交付金】

（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所で、大綱に定めた重点業種等について、企業及び労働者等への労働・社会面に係るアンケート調査等の実施

放射線業務における有効な被ばく線量低減対策への普及

趣旨・目的

- 平成23年になされた国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告を取り入れ、眼の水晶体の被ばく限度を大幅に引き下げる改正電離放射線障害防止規則が令和3年4月から施行された。
- 画像下治療など放射線を利用した診療の需要が高まっている医療分野では、これらの診療に従事する医師等の医療従事者の被ばく線量が他の産業分野と比べて高いものの、被ばく線量を低減するために医療従事者を柔軟に増員することは困難な場合がある。
- 医療現場においては、被ばく線量の測定が適切になされていないなど、組織的な被ばく管理が十分でない事業場が少ないことも指摘されている。

医療従事者が眼の水晶体に受ける被ばく線量を低減するための具体的な管理手法を普及させていく必要がある。

放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業

令和4年度要求額（労災勘定） 49，704（54，229 ）千円

眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う医療分野の事業者に対し、労働者の被ばく線量低減に向けた組織的な管理を行う労働安全衛生マネジメントシステムを導入するための研修、被ばく線量低減対策を含めた作業環境管理への助言・指導等を行うとともに、被ばく低減対策の好事例を収集し周知する。

福島第一原子力発電所で働く皆様へ

「健康情報ひろば」からのお知らせ

労働者健康安全機構では東京電力福島第一原子力発電所構内に健康支援相談窓口を開設し、第一原発で働く全ての方（事業者、作業者等）の健康相談等を実施してます。

職場の健康管理が**専門の医師や保健師が健康相談**を**無料**で実施しています。

主な相談項目

- 健康診断実施後の**就業判定**
- **長時間労働**・高ストレス者の指導
- **有所見項目**の保健指導と事後措置の支援

健康に不安や異常があれば、相談してください。

健診結果で異常は、ありませんか??
血圧・血糖・尿・中性脂肪・肝機能（GOT・GPT・γ-GTP）等
個人票を見て再確認してください。

相談場所	協力企業棟2階　健康情報ひろば （旧健康管理室）	
予約・受付	事前予約をお勧め。当日受付も可能。	
予約申込先	通話料無　料	**０１２０－６３１－６３７** （受付時間：平日　9：00～17：00）

出張相談日時　（1月～3月分）

1／14（木）10:00～14:00	2／ 4（木）10:00～14:00	3／ 4（木） 10:00～14:00
1／22（金）10:00～14:00	2／18（木）10:00～14:00	3／12（金）10:00～14:00
1／29（金） 衛生担当者会議終了後～12:00	2／26（金）10:00～14:00	3／18（木）10:00～14:00

★出前健康講座（無料・随時開催）★

事業所に専門医を派遣（出前方式）し、健康をテーマにセミナーを実施しておりますので、お申込みください。

セミナー事例：コロナウイルス感染対策、管理監督者のメンタルヘルス、コンビニ・外食の上手な組み合わせ等

独立行政法人 労働者健康安全機構
福島産業保健総合支援センター

「東電福島第一原発における健康管理の体制整備事業」

公式HP

インフルエンザを予防しよう！

インフルエンザは毎年、１月～3月頃にかけて流行のピークを迎えます。この冬は新型コロナウイルスの影響もあるので、手洗いやマスクといった日々の対策がとても重要です。

予防と対策① うがい・手洗い・咳エチケット

- 予防の第一は**予防接種**！
  - ➡ 100%予防できるわけではないが、かかっても**重症化を防げる**
- **うがい・手洗い**でウイルスを洗い落とす
- **マスク**は常に必需品！
  - ➡ 使用したティッシュやマスクはふたつきのゴミ箱に捨てる

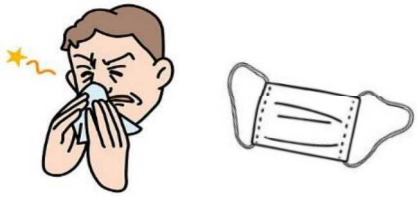

予防と対策② 湿度を保つ

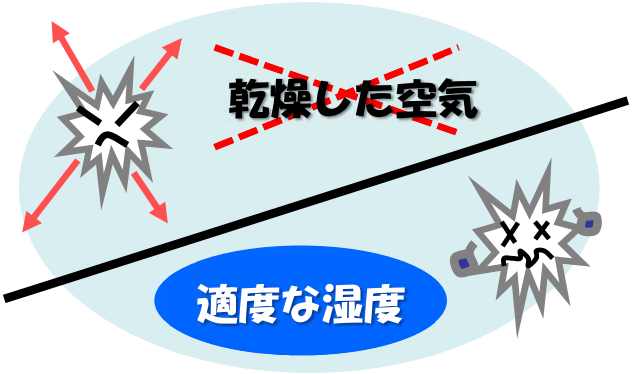

- 乾燥すると、のどの粘膜の抵抗力が弱まり、インフルエンザにかかりやすくなる
- インフルエンザウイルスは湿度の高い環境に弱いので、加湿器などで湿度50%～60%を保とう！

毎年、予防接種するのはなぜ？

- **インフルエンザウイルスは変異しやすい**

  人から人へと感染していくうちに、少しずつ変化する
  - ➡ 私たちの免疫力が有効に働かない

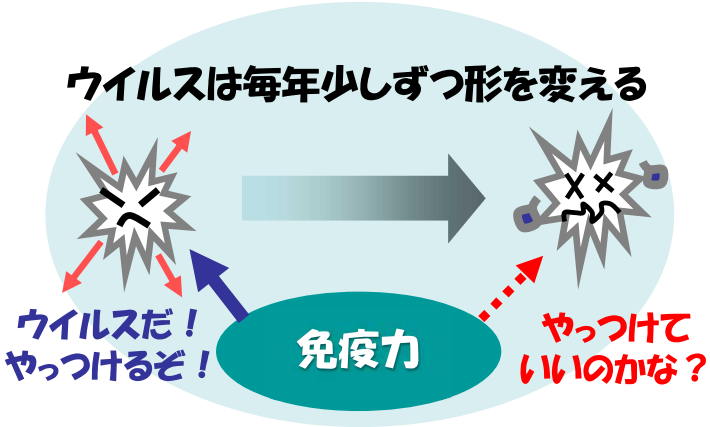

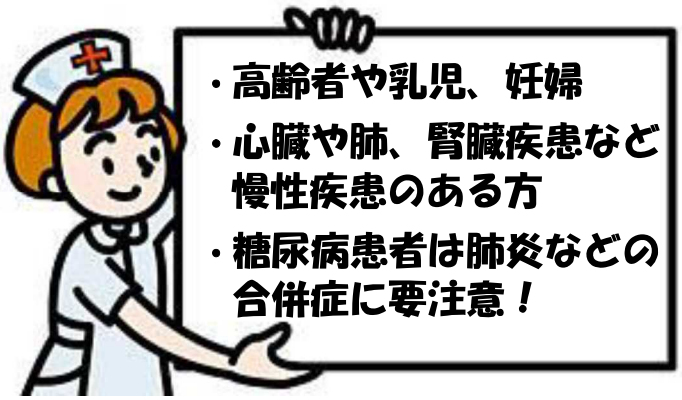

- 症状が出てから３～７日間はウイルスを排出しているので人との接触は控える
- インフルエンザ？と思ったら早めに病院へ！
- 普段からの健康管理も大切！

職場における熱中症予防に用いる機器の適正な使用法等周知事業

概　要　（令和4年度要求額（労災勘定）：39,272（44,768）千円）

■　例年、7月から9月にかけて、職場で熱中症により死傷する労働者が跡を絶たない。厚生労働省では、作業環境の把握について、事業者が必要な措置を講ずるための重要な指標となることから、一般的な外気温でなく、ヒトの体感により近いとされるWBGT値（暑さ指数）を採用している。

■　しかし、未だにWBGT値の測定は普及しておらず、記録的な猛暑の年においては、事業場におけるWBGT値の把握が遅れ、死傷者数が急増するおそれがある。

■　熱中症予防対策の周知やWBGT値を測定する機器の適正使用に係る講習会を実施するとともに、主要産業の作業場所におけるWBGT値を活用した熱中症予防対策の好事例をポータルサイトに掲載すること等により、熱中症による死傷者数の低減を図る。

職場における熱中症予防対策事業

（1）職場における熱中症予防に用いる機器の適正な使用法周知

（2）熱中症予防に用いる機器の適正な使用法に係る講習会の実施

（3）職場の暑熱指数を活用した好事例の収集
　・主要産業の作業場所におけるWBGT値を使用した事例集を作成

（4）熱中症ポータルサイトの運営・保守
　・ポータルサイトの運営・保守

厚生労働省

↓ 委託契約

受託者

↓ 各種事業の実施

事業者、労働者

労働者の熱中症予防対策

職場における受動喫煙対策推進事業

概　要　（令和4年度要求額（労災勘定）：433,982(438,400)千円）

■職場における受動喫煙対策については、労働安全衛生法において、実情に応じた措置を講じることが事業者の努力義務とされ、当該努力義務に基づく取組を促進する観点から、国が必要な援助を行うことが規定されている。

■多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止の義務化等が盛り込まれた改正健康増進法が令和2年4月より完全施行されているところであるが、経過措置により適用が猶予される既存の小規模飲食店（全飲食店の55%程度）などを中心に、積極的に受動喫煙対策に取り組む事業者に対して国の援助を引き続き実施する必要がある。

受動喫煙対策推進助成金

■喫煙室等を設置する事業場に対し、その費用の一部を助成する。（255,000千円）

※助成率：2／3（主たる業種が飲食店以外の場合1／2）　助成上限額：1,000千円

※受動喫煙対策推進指導員を配置、助成金申請についての審査・支給事務の実施、助成金による設置後数年経過した喫煙室等の実地調査等を行う。

受動喫煙対策推進支援業務

■事業場からの空間分煙の実施のための個別相談対応や事業場での実地指導など、受動喫煙対策に係る周知広報を実施する。（48,101千円）

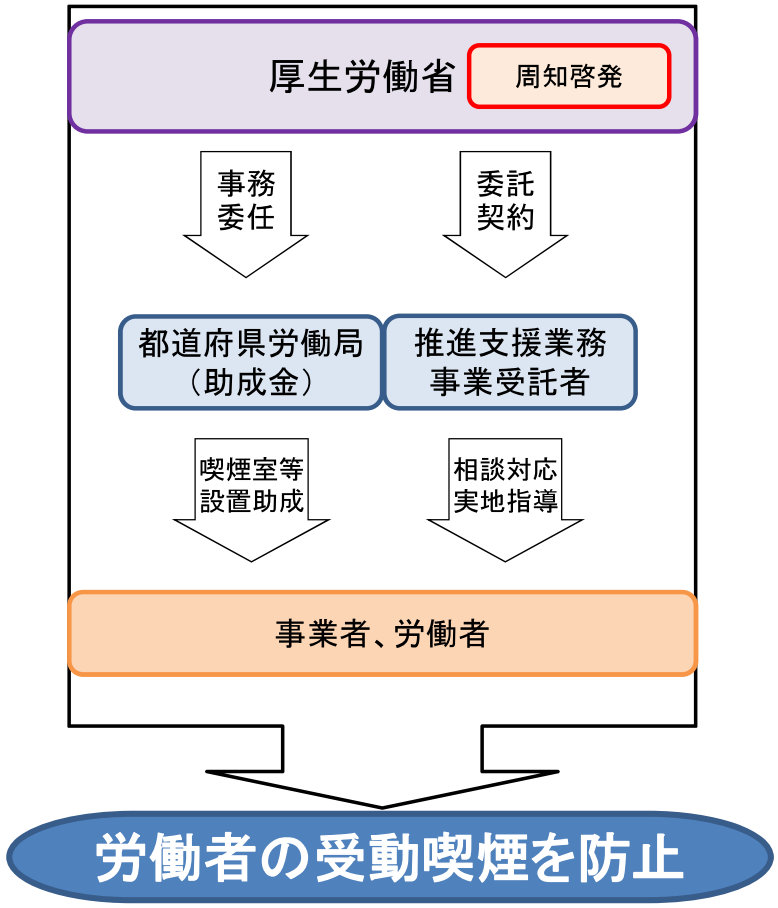

改正健康増進法の体系

第一種施設

子どもや患者等に特に配慮

- 学校、児童福祉施設
- 病院 、診療所
- 行政機関の庁舎　　等

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年7月1日施行

第二種施設

上記以外の施設＊

- 事務所
- 工場
- ホテル、旅館
- 飲食店
- 旅客運送用事業船舶、鉄道
- 国会、裁判所

等

＊個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

○ 原則屋内禁煙 （喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択

屋内禁煙 or 喫煙専用室設置（※） or 加熱式たばこ専用の喫煙室設置（※）

室外への煙の流出防止措置

経営判断等

○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

喫煙可能（※）

※ 全ての施設で、
喫煙可能部分には、
①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
②客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

2020年4月1日施行

【経過措置】

既存の経営規模の小さな飲食店

- 個人又は中小企業が経営
- 客席面積100㎡以下

喫煙目的施設

喫煙を主目的とする施設

- 喫煙を主目的とするバー、スナック等
- 店内で喫煙可能なたばこ販売店　・公衆喫煙所

○ 施設内で喫煙可能（※）

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

（例）できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年1月24日施行

厚生労働省・都道府県労働局における　総合的ハラスメント対策

令和４年度要求額　684,380（　780,039）千円
労災勘定　186,449（　221,218）千円
雇用勘定　497,931（　558,821）千円

≪NOハラスメント！キャンペーン≫

趣旨・目的

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分との声がある。

また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであることから、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

ハラスメントが起こったら
働く人は・・・
意欲の低下、自信の喪失、心身の健康の悪化、休職、離職
企業は・・・
業績の悪化、人材の流出、イメージダウン
など、被害は広範に及ぶ

解決のための課題として
☆労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法等に基づくハラスメント対策の事業主等に対する周知が必要
＊何がハラスメントにあたるのか
＊取引先等からのセクハラへの対応　など
☆被害者や企業への相談支援体制の充実
＊被害者のニーズはさまざまなので、心情に寄り添った相談等の支援が求められる（職場環境の改善、メンタル相談等）
＊企業内での適切かつ迅速な対応が不可欠

これらに対応するために
○ ポスターやポータルサイト等によるハラスメント防止の周知・啓発（全国的なハラスメント撲滅集中キャンペーンによる周知徹底）
○ ハラスメントを受けた労働者等への相談対応
○ 事業主等に対する研修及び社労士等に対する人材育成を通じた企業等への支援等を実施する。

事業概要

1 周知・啓発

○ ポスターの作成・配布
○ 職場のハラスメント防止対策パンフレット等（事業主向け・労働者向け）の作成・配布
○ ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
○ ツイッター、フェイスブック等を利用した広報
○ ハラスメント撲滅対策の全国集中実施（職場のハラスメント撲滅月間）
・シンポジウムの開催等
・月間ポスターや啓発動画の作成

ハラスメント対策周知・啓発事業

○ カスタマーハラスメント・就活ハラスメント防止に関する情報発信

カスタマーハラスメント・就活ハラスメント等防止対策強化事業

2 相談対応

○ フリーダイヤルやメール等による相談窓口の設置

ハラスメント相談事業

○ 労働局におけるハラスメント対応特別相談窓口（主に労働者向け）の開設

3 企業等への支援（一部新規）

○ 企業の雇用管理改善推進に向けた労働局の体制整備

○ 事業主やハラスメント相談窓口担当者等を対象とした、研修事業の実施
○ 中小企業におけるハラスメント対策支援として、社労士、経営指導員を対象としたハラスメント対策人材育成事業の実施

ハラスメント対策研修・人材育成事業

○ 全国の労働局による事業主向け説明会の開催

家内労働対策の概要

令和4年度予算額（労災勘定）25,800（29,965）千円

- 家内労働は、我が国の製造業を下支えする重要な役割を担っている。
- 厚生労働省では、**家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図る**ため、**家内労働法**に基づき次の対策を推進している。

最低工賃の決定及び周知

- 工賃が低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、最低工賃を決定
- 最低工賃新設・改正計画（3年周期）に基づき計画的に最低工賃を見直し
- 決定した最低工賃について、委託者、家内労働者及び関係団体等に対して周知徹底

家内労働手帳の交付の徹底 工賃支払の確保

- 委託者に対し、家内労働者への家内労働手帳の交付の監督指導等を実施
- 家内労働手帳の交付の徹底により、委託条件の明確化や工賃支払いを適正化

安全及び衛生の確保

- 危険有害業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者及び家内労働者等に対して、危害を防止するために必要な措置等についての指導を実施
- 危険有害業務に従事する家内労働者の災害等の予防のため、委託事業として、災害防止対策好事例等の調査、セミナーの実施及びその好事例に関するハンドブックの作成・配布

その他

- 業種別、類型別等の家内労働者数、委託者数等を把握する「家内労働概況調査」を毎年実施
- 委託者及び家内労働者の詳細な実態を把握、分析する「家内労働等実態調査」を３年ごとに実施

※**家内労働者**とは、
委託者からその業務の目的物たる物品について委託を受けて、**物品の製造又は加工等に従事する者**であって、常態として同居の親族以外の者を使用しない者をいう。
全国の家内労働者数：約１０万５千人（令和２年）

※**委託者**とは、
物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者等であって、その業務の目的物たる物品について家内労働者に委託する者をいう。
全国の委託者数：約７,５００（令和２年）

長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組への技術的な支援

令和4年度要求額（労災勘定） 663,245（663,541）千円

令和3年度

改善指標を活用した労働環境改善に向けた支援

○ 「働き方・休み方改善指標」の活用事例の収集、指標の効果的な活用
○ ポータルサイトの必要な改修

生産性が高く、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催

○ 働き方・休み方改善に向けたより一層の社会的機運の醸成等に向けて、シンポジウムを開催（全国3か所）

長時間労働につながる取引環境の見直し

○ ポスター・リーフレットの作成

労働時間等設定改善に関する意識・動向調査

○ 企業10,000社、労働者30,000人

助言・指導

○ 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導
○ 労働時間等見直しガイドライン等の周知

令和4年度

雇用環境・均等局

改善指標を活用した労働環境改善に向けた支援　81,180（81,147）千円

○ 過労死大綱等を踏まえ、働き方・休み方の現状を客観的に評価することができる「働き方・休み方改善指標」の活用事例を収集する中で、自民党一億活躍推進本部や骨太の方針で導入が提案されている選択的週休3日制度を導入している企業の事例についても収集する。また、これらの好事例を周知することにより、指標の効果的な活用を図る。
○ 過労死大綱を踏まえ、ポータルサイトについて必要な改修を行い、効果的な情報発信を行う。

生産性が高く、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等　14,665（17,900）千円

○ 過労死大綱や少子化社会対策大綱を踏まえ、働き方・休み方の改善に取り組む労使の意識高揚、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ライブ配信によるシンポジウムを開催する。

長時間労働につながる取引環境の見直し　20,304（20,304）千円

○ 過労死大綱で掲げられている「しわ寄せ」防止総合対策推進のため、 11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と設定し、ポスター・リーフレットの作成、インターネット広告を行う等により、社会全体の機運の醸成を図る。

労働時間等設定改善に関する意識・動向調査　14,968（14,814）千円

○ 少子化社会対策大綱等の数値目標ならびに各種労働時間制度や法定以外の休暇制度の導入状況のほか、年次有給休暇を取得しない理由等について調査する。

労働時間等見直しガイドライン等の周知　26,584（26,584）千円

○ 労働時間等見直しガイドラインリーフレット等の作成、配布

労働基準局

働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導　497,689（494,937）千円

○ 恒常的な長時間労働の実態にある事業場に対し、働き方・休み方の改善のための相談、助言・指導を行うことを目的として配置
○ 「働き方」の改善に加え、「休み方」に重点を置いた改善も意識しつつ、仕事の組み立て方や就労の仕方を見直す等、「働き方」と「休み方」を総合的に改善していくための相談、助言・指導を実施

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

令和４年度概算要求額　（労災勘定）２，１８７，７１６（３，３３９，３３２）千円
（雇用勘定）２，１８７，７１６（３，３３９，３３２）千円

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取組むことが重要であるため、47都道府県の都道府県センター及び全国センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

○　労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問コンサルティングの実施
○　企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
○　働き方改革全般に係る先進的な取組事例の収集や周知啓発及び総合的な情報発信

などの支援を行う。

働き方改革推進支援センター

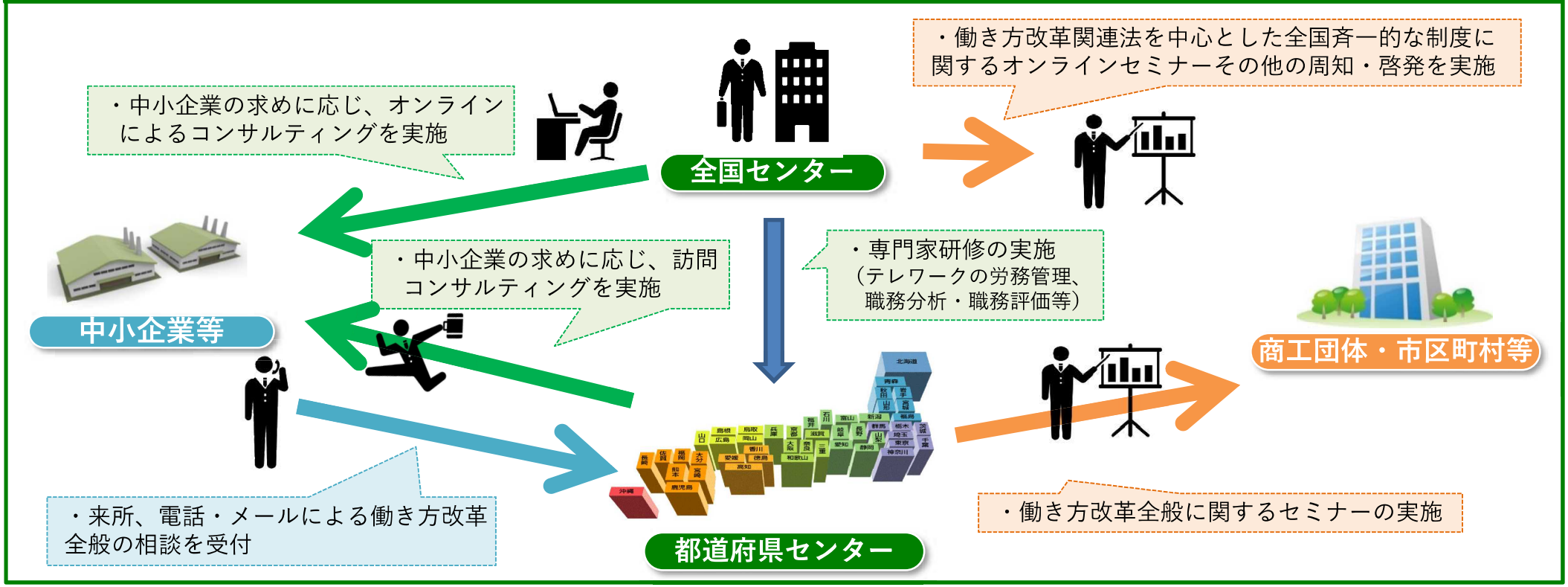

働き方改革推進支援助成金

令和４年度要求額 6,602,458（6,543,767）千円

労災勘定 6,602,458（6,543,767）千円

コース名	助成概要	支給要件	助成率	助成上限額	助成対象	賃金加算
労働時間短縮・年休促進支援コース **1,711,021千円** (1,451,086千円)	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成	助成対象の取組を行い、以下の何れかを１つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の縮減 ②特別休暇の整備 ③時間単位の年休の整備	費用の **3/4** を助成 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、 **4/5**を助成	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 合計は**200**万円 ①月80時間超の協定の場合に月60時間以下に設定：100万円 ※月60時間超80時間以下の設定に留まった場合：50万円 ※月60時間超80時間以下の協定の場合に、月60時間以下に設定：50万円 ②50万円 ③50万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む） ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取組等	賃金を３％以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に**15万円～最大150万円加算** 【５％以上の場合は、**24万円～最大240万円加算**】
勤務間インターバル導入コース **2,193,227千円** (1,878,648千円)	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成	助成対象の取組を行い、新規に９時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること		勤務間インターバル時間数に応じて ・９時間以上11時間未満：**80**万円 ・11時間以上：**100**万円		
労働時間適正管理推進コース **1,450,959千円** (1,610,057千円)	労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成	助成対象の取組を行い、新たに勤怠・賃金計算等をリンクさせたITシステムを用いた時間管理方法を採用するとともに、労務管理書類の５年間保存について就業規則等に規定すること。また、労働時間適正把握に係る研修を実施すること。		上限額：**50**万円		
団体推進コース **1,247,251千円** (1,603,976千円)	傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成	事業主団体が助成対象の取組を行い、傘下企業のうち１/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	**定額**	上限額：**500**万円 複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は 上限額：**1,000**万円	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置　等	なし

「働き方・休み方改善ポータルサイト」とは

厚生労働省では、企業の皆さまが社員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を、平成27年１月30日に開設しました。サイトでは、専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」や、「企業における取組事例」などを掲載しています。社員が自らの働き方・休み方を振り返るための診断も行えます。

長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、社員のメンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性が低下します。また、企業としては、離職リスクの上昇や、イメージの低下など、さまざまな問題が生じることになります。社員のために、そして企業経営の観点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進が求められています。

1 働き方改革ツールを提供します

2 専用指標による企業診断ができます

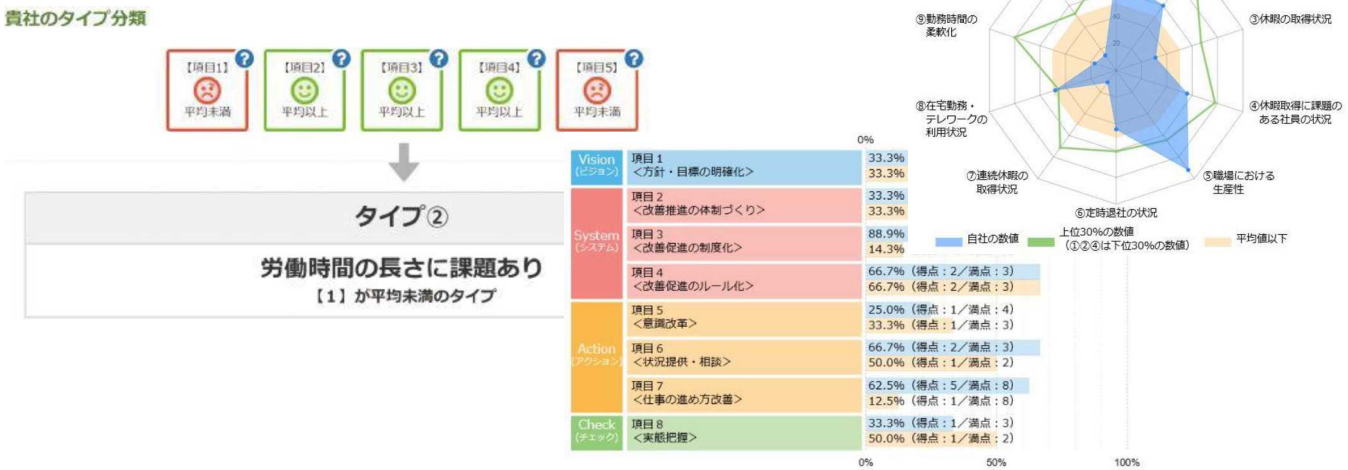

3 診断結果に基づき対策を提案します

（全社における）改善促進のルール化

【働き方】 関連する取組・参考事例を見る

下記の取組で実施していないものはありますか	以下のような取組を検討してみましょう
部下の残業の状況について、管理職が把握・管理及び改善促進を行っている。	• 把握した実態や状況のフォローアップを進め、改善を推進する。 • 早めのアラート発信など、上長への部下の労働時間集計データの配信方法を工夫する。
部下の長時間労働抑制について、管理職の人事考課に盛り込んでいる。	• 管理職の人事評価項目にワーク・ライフ・バランス管理に関する項目を設定する。 • 効率指標としての「時間当たり成果」を人事評価項目に加える。 • 現場の仕事の進め方の改革、効率的な業務遂行に向けたインセンティブを付与する。 • 一般社員の人事評価項目にワーク・ライフ・バランス管理に関する項目を設定する。

4 企業の取組事例を詳しく紹介します

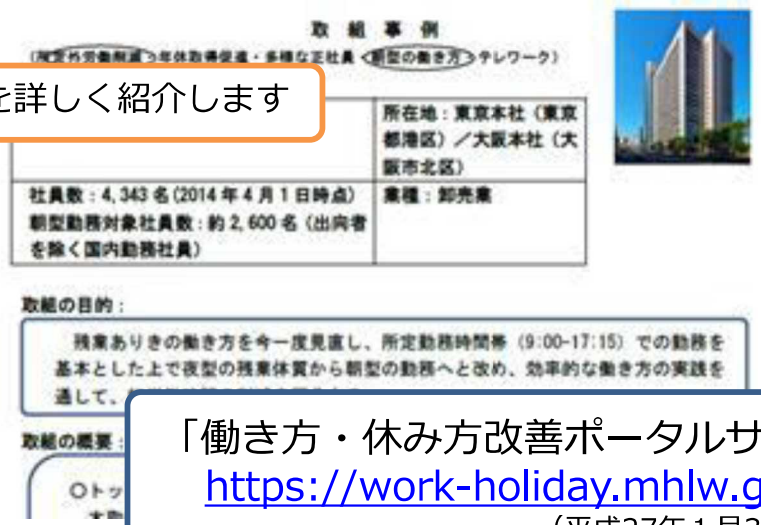

「働き方・休み方改善ポータルサイト」
https://work-holiday.mhlw.go.jp
（平成27年１月30日開設）

不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業

令和4年度要求額　39,844（29,697）千円（労災勘定）

趣旨目的

近年、不妊治療を受ける夫婦は約5.5組に1組、不妊治療（生殖補助医療等）によって誕生する子どもも16.7人に1人となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事の両立ができず、16%（男女計（女性は23%））の方が退職している。

また、国会も含め社会的に、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備への関心が非常に高まっている。

このため、事業主、上司や同僚に不妊治療についての理解を促すとともに、当該休暇制度等の導入・利用に取り組む事業主を支援することにより、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進することとする。

事業概要

専門家による検討委員会の開催

①不妊治療と仕事の両立支援担当者を対象とした研修の企画・運営の検討
②不妊治療と仕事の両立支援シンポジウムの企画・運営の検討
③不妊治療と仕事の両立を支援する企業内制度の導入マニュアル、サポートハンドブックの見直しに向けた検討　等

不妊治療と仕事の両立支援担当者等を対象とした研修会の実施

・不妊治療を受けやすい休暇制度や両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組む企業等の両立支援担当者等を対象に、労働者からの相談対応のノウハウや休暇制度等の利用を円滑にするためのプランの策定方法等、具体的実務に役に立つ情報提供を行う研修会を実施する。

不妊治療と仕事の両立支援シンポジウムの実施

・不妊治療と仕事の両立支援についての機運の醸成を図るため、企業等を対象にシンポジウムを開催する。

また、シンポジウムの内容について、動画で広く配信する。

参　考

第4次少子化社会対策大綱【R2.5.29閣議決定】

（不妊治療への支援より抜粋）
〇不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備

不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進する。

中小企業退職金共済制度について

令和４年度要求額	7,483,824（7,565,965）千円
労災勘定	1,559,613（1,641,698）千円
雇用勘定	5,924,211（5,924,267）千円

１．制度の目的

中小企業退職金共済制度（以下「中退制度」という。）は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。

２．中小企業退職金共済制度の概要

中退制度には、主に常用労働者を対象とする**「一般の中小企業退職金共済制度」**と、厚生労働大臣が指定した特定の業種に期間を定めて雇用される労働者（期間雇用者）を対象とする**「特定業種退職金共済制度」**があり、現在、特定業種退職金共済制度として、建設業、清酒製造業及び林業が指定されている。

３．一般の中小企業退職金共済制度の仕組み

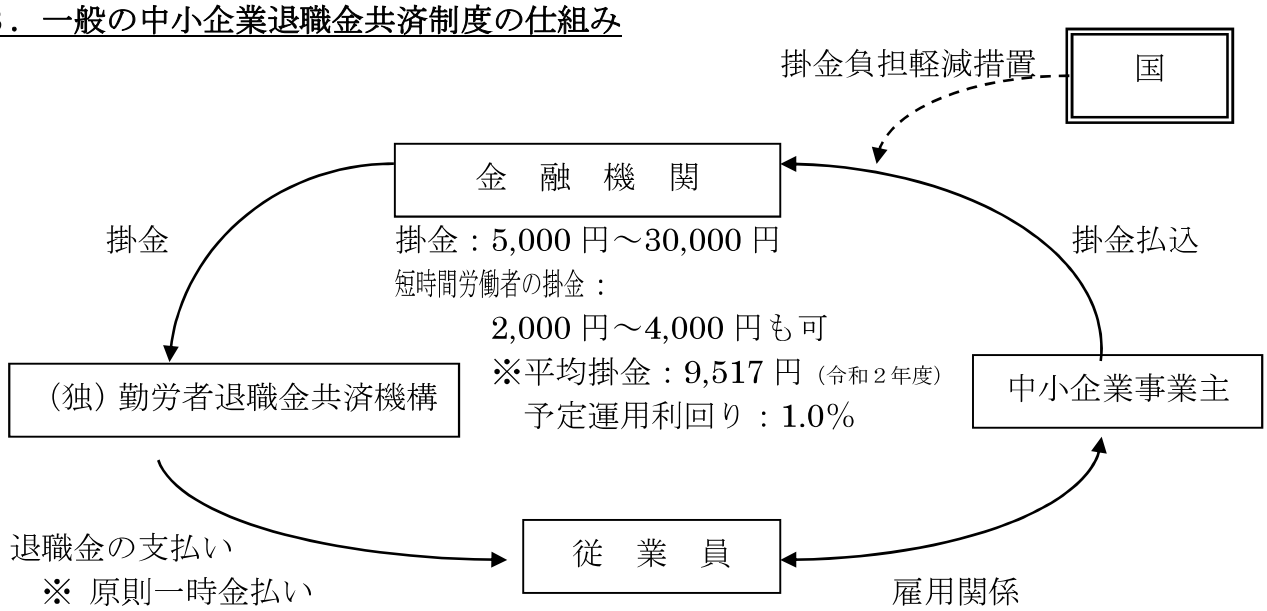

※　他の中小企業退職金共済制度加入企業に転職した場合、掛金納付月数を通算可能。

【制度の特色】

①　税制上の優遇

- 掛金は税法上損金又は必要経費扱い。
- 退職金は一時金で受け取る場合には退職所得控除が、分割して受け取る場合には公的年金等控除が認められている。

②　掛金負担軽減措置

- 新規加入の場合、原則として掛金月額の１／２を１年間軽減。
- 掛金月額引上げの場合、原則として引上げ額の１／３を１年間軽減。

③　退職金の額

退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数により固定的に定まる基本退職金と、機構の運用実績により付加される付加退職金の両者を合算したものとなる。

４．特定業種退職金共済制度の仕組み

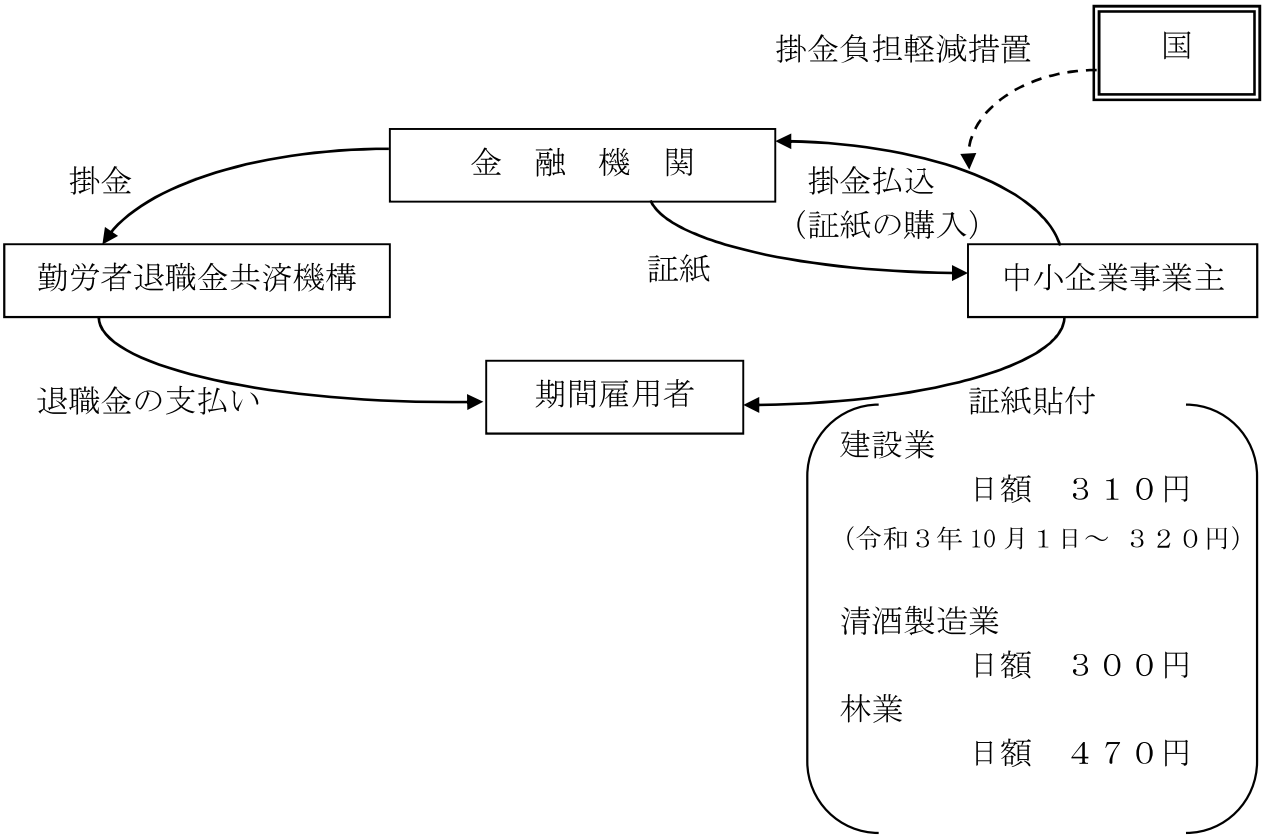

【制度の特色】

①　税制上の優遇

・　掛金は税法上損金又は必要経費扱い。

・　退職金を受け取る場合には退職所得控除。

②　掛金負担軽減措置

・　新規加入の場合、原則として、掛金日額の１／３を１年間軽減。

③　共済証紙の共済手帳への貼付

期間労働者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じて共済証紙を貼付し、当該労働者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接労働者に退職金が支給される。

※　特定業種退職金共済制度の予定運用利回り

・　建　設　業　3.0%（令和３年10月１日～　1.3%）

・　清酒製造業　2.3%

・　林　　業　0.5%（令和３年10月１日～　0.1%）

独立行政法人　労働政策研究・研修機構について

法人の概要

目　　的　内外の労働に関する事情及び労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した労働行政担当職員等に対する研修を実施すること。

設立年次　平成15年10月

※日本労働研究機構（特殊法人）及び労働研修所（厚生労働省の施設等機関）を整理・統合して発足。

所 在 地　法人本部・労働政策研究所：東京都練馬区上石神井
労働大学校：埼玉県朝霞市

理 事 長　樋口美雄（慶應義塾大学名誉教授）

役　　員　5人（理事長、理事2、監事2（うち1は非常勤））

職　　員　103人（令和3年4月2日）

予 算 額　約27億円（一般：約4億円、労災：約2億円、雇用：約19．6億円、自己財源：約1．4億円）（令和3年度予算額）

令和4年度概算要求額　約21．8億円（一般：約4.3億円、労災約1.3億円、雇用：約15．7億円、自己財源：約0．5億円）

≪組織図≫

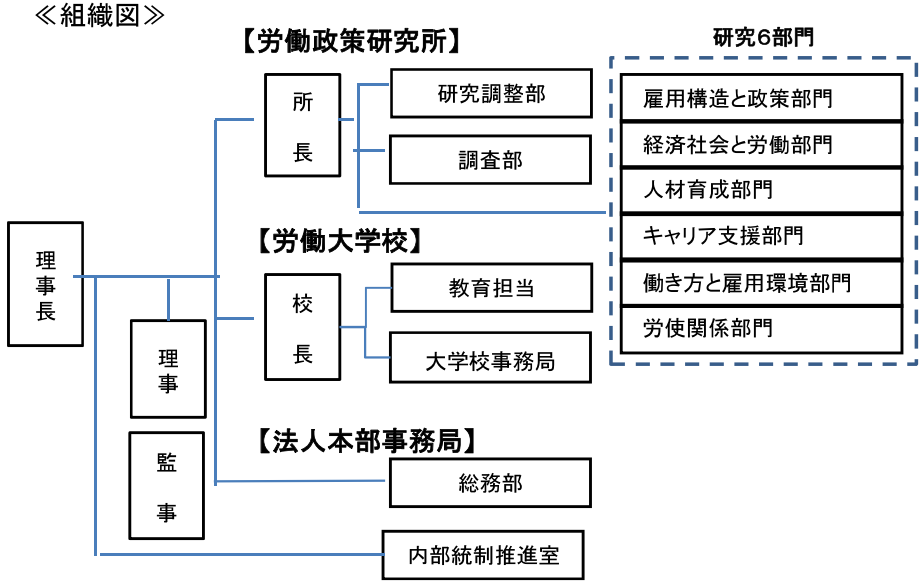

業務の概要

○労働政策の総合的な調査研究

労働行政分野の政策課題（雇用、労働条件、人材育成、労使関係等）について、体系的・継続的な研究を実施し、政策の企画、立案及び推進をサポート。

＜サポートの具体例＞

- 若年者の就業実態の調査から、正社員ではなくフリーター等として、低賃金不安定な雇用に就いている若年者が存在すること等を明らかにし、フリーター等を常用化する支援策の必要性を提言。フリーター常用雇用化プラン、ニートの自立支援対策の創設等に結実。
- 個別紛争処理に係る行政資料を直接分析するという新たな手法を用いて、都道府県労働局で取り扱った解雇に係る紛争事案を分析、中小企業と大企業では紛争解決の実態が異なることや、判例だけでは判らない雇用終了の実態を明らかにして、解雇ルールの在り方の検討に寄与。更に、職場のいじめ、嫌がらせの実態を分類・分析し、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」に結実。
- 「仕事と介護の両立に関する調査」により、介護休業期間を分割できた場合、また所定外労働の免除制度がある場合に継続就業率が高いことを提言。提言内容は育児介護休業法の改正に結実。

○労働行政職員研修

第一線の労働行政職員（ハローワーク、労働基準監督署等）を対象に、一般研修・専門研修・管理監督者研修を実施。

※令和3年度は、研修コース数77コース、5，362名の受講者を対象に実施予定。

※労働政策研究を実施している機構が労働大学校を運営することにより、研究と研修を連携・融合し、研究成果の研修への反映や、研修を通じて吸い上げた現場の問題意識の研究への反映が図られ、相乗効果を上げている。

個別労働紛争解決制度の枠組み

令和４年度要求額　3,222,268（3,306,520）千円
（一般会計81,165（82,973）千円　労災勘定1,570,561（1,611,783）千円　雇用勘定1,570,542（1,611,764）千円）

相談者

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第３条】

総合労働相談コーナー

都道府県労働局及び労働基準監督署に設置｜全国379か所

令和2年度 総合労働相談件数　129 万782 件

うち、○法制度の問い合わせ　（87万5,468件）

○労働基準法等の違反の疑いがあるもの　（19万961件）※2

○民事上の個別労働紛争相談件数　（27万8,778件）

内訳 ※1
① いじめ・嫌がらせ …… 79,190件 ※2
② 自己都合退職 …… 39,498件
③ 解雇 …… 37,826件

情報提供
連携

関係機関
○都道府県
・労政主管事務所
・労働委員会
○裁判所
○法テラス　等

取次ぎ

労働基準監督署
公共職業安定所　等
関係法令に基づく
行政指導等

申出

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第４条】

労働局長による助言・指導

・話合いの促進
・解決の方向性
示唆

○申出件数（9,130件）

内訳 ※1
① いじめ・嫌がらせ … 1,831件 ※2
② 解雇 …… 962件
③ 労働条件の引下げ … 897件

○処理件数（9,057件）※3
助言・指導の実施（8,741件）
取下げ（215件）・打切り（83件）
その他（18件）

申請

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第５条】

紛争調整委員会によるあっせん

あっせん委員
（弁護士等）に
よる紛争当事者
の合意形成

○申請件数（4,255件）

内訳 ※1
① いじめ・嫌がらせ … 1,261件 ※2
② 解雇 …… 983件
③ 雇止め …… 427件

○処理件数（4,289件）※3
合意の成立（1,390件）
取下げ（228件）・打切り（2,654件）
その他（17件）

※1　1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

※2　令和２年６月、労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワーハラスメントに係る個別労働紛争は同法に基づき対応することとなったため、同法施行以降の大企業の当該紛争に係るものはいじめ・嫌がらせに計上していない。なお、同法違反の疑いのある相談は「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上している。

＜参考＞同法に係る相談件数：18,363件、同法に基づく紛争解決の援助申立件数：308件、同法に基づく調停申請受理件数：126件

※３　労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーにおける多言語化の推進

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーでは、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等を実施している。

昨今、外国人労働者の増加や多国籍化に伴い、多様な言語による相談に対して的確に対応するニーズが高まっていることから、14カ国語による電話通訳サービスである「多言語コンタクトセンター」を全ての雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーで引き続き活用することにより、多言語対応力を強化する。

■業務内容

<多言語コンタクトセンター>

・電話通訳による職員及び外国人労働者間のコミュニケーションを支援。

・職員の依頼に基づく簡易な文書翻訳支援。

・対応外国語：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語

＊サービス提供時間：平日 8:30～17:15

【活用イメージ図】

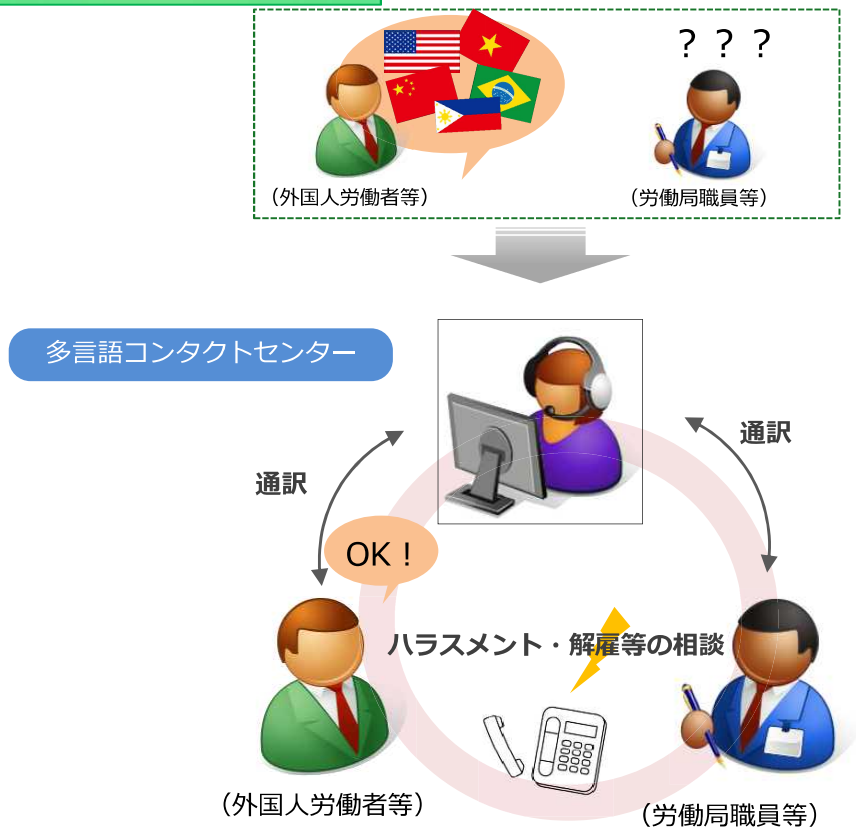

雇用労働相談センターの概要

1　設置の根拠

◆雇用労働相談センターは国家戦略特別区域法第37条に基づき、内閣府、地方公共団体等により構成される国家戦略特別区域会議によって設置されるものであり、厚生労働省の委託事業により、内閣府及び地方公共団体と連携して事業運営を行うもの。

◆国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（平成25年10月18日付け日本経済再生本部決定）(抄)
　新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、「雇用労働相談センター」を設置する。

◆国家戦略特別区域法第37条第１項（抄）
　国は、国家戦略特別区域において、個別労働関係紛争（中略）を未然に防止すること等により産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに事業所を設置して新たに労働者を雇い入れる外国会社その他の事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

2　事業内容

令和４年度要求額　594,959（619,518）千円　雇用勘定　297,479（309,759）千円　労災勘定　297,480（309,759）千円

○ 設置場所　：全国７か所の国家戦略特別区域内（令和３年４月時点）
○ 対象者　：新規開業直後の企業、グローバル企業等及びその労働者
○ 目的　：個別労働関係紛争の未然防止により、円滑な事業展開を図るため、各種サービスを提供

(1)相談員による電話相談、窓口相談等の対応	日本の雇用ルール等に関する情報提供、一般的な相談に対応
(2)セミナーの開催	適切な労務管理や労働時間管理等に係る知識の習得を目的としたセミナーを開催
(3)相談員による個別訪問指導	事業主の要望に応じ、企業の実態に即した適切な労務管理に係る個別訪問指導を実施
(4)弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応	労務管理や労働契約が雇用ルールに沿ったものとなっているか等の個別具体的な相談に対応

福岡市・北九州市（H26.11～）：関西圏（H27.1～）：東京圏（H27.1～）：新潟市（H27.10～）：愛知県（H28.4～）：仙台市（H28.6～）：広島県・今治市（H28.10～）

【A評価の事業で、増額要求を行っているもの】

（単位：千円）

令和3年度 PDCA 評価番号	令和2年度 PDCA 評価番号	令和2年度 評価	事業名	令和3年度事業概要	令和4年度概算要求への反映状況	令和3年度 予算額 （①）	令和4年度 要求額 （②）
2	2	A	義肢等補装具支給経費	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給。	一部支給要件が見直されたことにより、支給対象者の拡大が見込まれ、給付額が増える見込であることから増額とした。当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。	3,144,697	3,427,493
11	11	A	休業補償特別援護経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	1,236	1,261
12	12	A	長期家族介護者に対する援護経費	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金（一時金100万円）を支給する。	支給要件の見直しがされたことにより、支給対象者の拡大が見込まれることから増額とした。当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。	38,000	41,000
16	17	A	安全衛生啓発指導等経費	・事業者及び労働者の安全衛生意識の普及高揚を図るための表彰等の実施や災害防止活動を効果的に促進させるため指導等を行う。また、安全衛生教育に関する知識を体系的に付与するカリキュラム等を策定し、教材を作成し、さらに、当該教材の公開、教材を使用した講習等を通じ、設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援を行う。 ・「職場のあんぜんサイト」を運営し、事業場が自主的に安全衛生対策に取り組めるよう災害統計や過去の災害やヒヤリハット事例、安全衛生視聴覚教材等を提供等を行う。また、労働安全衛生法に基づく各種届出について、記載に不備等があるとエラーを表示する形式審査機能を持つ帳票の公開等を行う。 ・「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条ただし書に規定する指定機関として、登録教習機関の自主的な情報提供等に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。また、労働安全衛生法に基づく免許証の申請から発行までの期間を短縮するために、申請書類のチェックや不備書類の返送及び督促等を外部委託する。	技能講習修了証明書発行等一元管理事業において、電子申請機能の構築のため増額となっているが、技能講習修了者の帳簿の引き受け実績に応じ、運営経費を最小限に抑えている。	1,013,438	1,233,035
24	28	A	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	治療と職業生活の両立支援に係るポータルサイトの運営、シンポジウムの開催、取組事例の収集・公表等を行い、広く関係者に周知するとともに、作成したガイドラインのコンテンツを拡充（労働者の申出から両立支援プラン策定までの個別支援に資するツール等の作成）することにより、疾病を抱えた労働者が就労を継続するための支援を推進する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	120,309	120,523

【A評価の事業で、増額要求を行っているもの】

（単位：千円）

令和3年度 PDCA 評価番号	令和2年度 PDCA 評価番号	令和2年度 評価	事業名	令和3年度事業概要	令和4年度概算要求への反映状況	令和3年度 予算額 （①）	令和4年度 要求額 （②）
30	35	A	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	自動車運転者の労働時間改善のため、周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイトの継続運用、トラック運送業の労働時間等に係る問題解決につながる共創のプロセスも含んだ意見交換会の実施及び自動車運転者の労働時間等の実態把握を行う。 新規許可事業者を対象として国土交通省が行う講習会において、労働基準法等の労務管理の基礎を教示し、指導を行う。 地方運輸支局等との間で都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善等に係る情報・意見交換を行う。	成果目標を達成しているところであり、自動車運転者の労働時間改善は喫緊の課題であることから、引き続き施策を継続する。なお、新たに見直し後の改善基準告示について、事業者（ハイヤー・タクシー、トラック、バス）、自動車運転者等を対象に迅速かつ的確に周知する必要があることから、周知費用について増額している。	160,739	213,708
40	47	A	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。	令和6年4月に施行される医師の時間外労働の上限規制について医療機関の円滑な対応を可能とするため、医師労働時間短縮計画の策定支援や年間を通じた特別支援などの支援の強化、スーパーバイザーを配置して、都道府県医療勤務環境改善支援センターの支援力の強化の取組を行うために必要な増額要求を行った。	755,053	887,412

【A評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの】

（単位：千円）

令和3年度 PDCA 評価番号	令和2年度 PDCA 評価番号	令和2年度 評価	事業名	令和3年度事業概要	令和4年度概算要求への反映状況	令和3年度 予算額 （①）	令和4年度 要求額 （②）
1	1	A	外科後処置等経費	外科後処置により障害（補償）給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	46,079	42,666
3	3	A	特殊疾病アフターケア実施費	症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	3,636,894	3,526,974
4	4	A	社会復帰特別対策援護経費	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	321,935	297,779
5	5	A	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」第11条に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備を行う。	予算積算の見直しを行い、減額要求とすることとした。	499,072	496,004
8	8	A	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	6,397	5,768
9	9	A	労災就学等援護経費	労災年金受給者等に対し、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるものについて、学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	2,531,604	2,425,716
14	14	A	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	労災指定医療機関において被災労働者への診療（国による被災労働者に対する現物給付）に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、（公財）労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	2,695,553	2,576,084

【A評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの】

（単位：千円）

令和3年度 PDCA 評価番号	令和2年度 PDCA 評価番号	令和2年度 評価	事業名	令和3年度事業概要	令和4年度概算要求への反映状況	令和3年度 予算額 （①）	令和4年度 要求額 （②）
18	22	A	じん肺等対策事業	・「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進並びにじん肺健康診断の着実な実施を図るため講習会の実施等を行うとともに、石綿業務等有害な業務に従事し離職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特殊健康診断等を実施する。 ・石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、講習プログラムの作成や元請の工事監理者等に対する講習会開催等を行う。 ・金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、発がん性が認められ神経障害を発生させるため、有効な呼吸保護具が適切に装着されていることを確認するフィットテスト実施が義務付けられる。改正特定化学物質障害予防規則の経過措置中に実施体制を整備・普及させるため、フィットテスト測定機器導入に要する費用の一部を補助する。	石綿対策（石綿届出点検指導員等）を強化する一方、石綿報告システムの経費を削減する（令和3年度に当該システムの開発を終え、令和4年度は運用）ことで、減額要求を行うこととした。	2,894,454	2,525,723
20	24	A	職場における化学物質管理促進のための総合対策	事業場における自律的な化学物質管理の推進のため、化学物質管理に関する相談窓口の設置や訪問指導の実施、自律的な管理に必要な人材育成のための教材等の開発及び講習会の開催等を行う。また、発がん性の詳細調査が必要な化学物質を絞り込むためのスクリーニング試験を実施する。	新たな化学物質規制におけるばく露防止手法の検討等の事業を新設する一方、既存の事業について、労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターとの業務分担（GHS分類事業等）を整理し、減額要求を行うこととした。	613,365	312,609
21	25	A	産業保健活動総合支援事業	労働者の健康確保のため、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援について、医師や産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等の実施、また、副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組（一般健康診断やストレスチェックなど）に要した費用を助成、さらに、改正された「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）に基づき、THPの普及・促進セミナーの実施や普及・促進に係る助成等を行うなど、事業場の産業保健活動を支援する。	一部の研修等のオンライン化を進めることなどにより、減額要求を行うこととした。	4,865,824	4,550,880
22	26	A	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する。 36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する。 労働者等に対し、改正法等の周知のため、「労働条件相談ほっとライン」の設置、労働条件ポータルサイトの運営、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施、労働法教育に関する指導者用資料の作成・配布、問題事業場の把握につなげるインターネット監視による労働条件に係る情報収集事業を行う。	予算積算の見直しを行い、減額要求とすることとした。	3,037,955	2,882,103

【A評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの】

（単位：千円）

令和3年度 PDCA 評価番号	令和2年度 PDCA 評価番号	令和2年度 評価	事業名	令和3年度事業概要	令和4年度概算要求への反映状況	令和3年度 予算額 （①）	令和4年度 要求額 （②）
23	27	A	メンタルヘルス対策等事業	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。	事業内容の一本化等を進めることで、減額要求を行うこととした。	253,438	232,261
26	30	A	建設業等における労働災害防止対策費	・足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による現場の調査・診断や研修会等を実施する。 ・建設現場において労働者と同様な作業に従事する一人親方等の安全衛生確保のため、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生教育の実施や建設現場における技術指導等を通し、一人親方等に対して安全衛生に関する知識習得等を支援する。	・墜落・転落災害防止対策については、執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。 ・一人親方等に対しての安全衛生に関する知識習得等を支援するための巡回指導は、指導を受けた一人親方等から安全衛生対策に繋がったとの報告を受けるとともに、職人基本計画の見直しを議論している与党議連において、関係団体から継続的な実施を求められていることから、指導件数を拡充する増額要求を行った。	395,837	209,577
27	31	A	第三次産業等労働災害防止対策支援事業	・腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、社会福祉施設等を対象とした腰痛対策のための講習会を実施する。 ・第三次産業における労働災害防止対策を進めるため、安全推進者を養成するための講習会や第三次産業等の労働災害防止に向けた広報事業を実施するとともに、安全衛生管理体制の強化等の規制のあり方の検討等を行う。 ・外国人労働者向けの安全衛生教育を推進するため、視聴覚教材等を作成し、また、外国人労働者の安全衛生管理に関する相談対応等を行う。 ・高年齢労働者の安全衛生対策として、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」周知のセミナー等を実施するとともに、高齢者の労働災害防止等のため、中小企業等が実施する安全衛生確保対策を募集し、高い効果が見込まれる取組を選定し、その経費の一部を補助する。	外国人労働者が働く業種・作業に係る視聴覚教材の作成が概ね完了したことによる教材作成数の削減等により、事業全体の経費削減を行った。	1,527,033	1,026,171
28	32	A	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	林業における労働災害の多くを占める伐木等作業について、安全対策に係る作業方法を整理し、マニュアルを作成し、同マニュアルを用いて事業場の安全担当者を対象とする講習会を実施する。 また、林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等の巡回等を行う。	目標の達成状況を踏まえつつ、引き続き講習会の実施やチェーンソー取扱作業指導員による指導等を着実に実施するため、令和3年度と同水準の要求を行った。	23,809	23,809

【A評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの】

（単位：千円）

令和3年度 PDCA 評価番号	令和2年度 PDCA 評価番号	令和2年度 評価	事業名	令和3年度事業概要	令和4年度概算要求への反映状況	令和3年度 予算額 （①）	令和4年度 要求額 （②）
29	33	A	機械等に起因する災害防止対策費	・スマート保安の推進のため、ボイラー等を対象とする性能検査について、①FFS（供用適正評価）に基づく維持基準の検討、②減肉補修時の検査方法等の検討を行う。 ・輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等（防爆構造電気機械器具）に買取試験を実施する。 ・危険性・有害性のある機械等について、危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等設置届の受理及び実施調査を行うとともに、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導を行う。 ・輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等（防爆構造電気機械器具）に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。 ・最新の構造規格に不適合となる既存の機械について、その更新を促し労働災害の防止を図ることを目的として、最新構造規格に適合するために要する費用の一部を補助する。 ・新たな技術等を活用した保安力の維持・向上を図るため、ボイラー等に義務付けられている性能検査へのCBM及び自主検査の導入に向けた検討を行う。	既存不適合機械等更新支援補助金で補助対象としている墜落制止用器具の経過措置期間が令和4年1月に終了することから、当該補助金の要求を行わず、事業全体の経費削減を行った。	1,017,309	669,854
36	42	A	産業医学振興経費	過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法令に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成や、産業医の資質向上研修に対して助成する。	執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、要求を行うこととした。	6,751,305	6,713,723
37	44	A	未払賃金立替払事務実施費	企業倒産により退職を余儀なくされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替払する未払賃金立替払事業に必要な原資の補助及び行政経費である。	未払賃金の立替払の原資については、直近の立替払実績を基に必要額を確保するとともに、引き続き、労働者とその家族の生活不安を迅速に解消するために、立替払の迅速化のための対策を推進するため、所要額を精査の上、要求を行った。	22,188,497	22,081,812
39	46	A	テレワーク普及促進等対策	テレワークが長時間労働を招かないよう、適正な労務管理下での良質なテレワークの普及・促進に取り組む。	令和4年度概算要求に当たっては、厚生労働省及び総務省のテレワーク相談窓口をワンストップ化するなど、厚生労働省と総務省が行う各施策を一体的に実施することにより、一層効率的・効果的な事業の実施を図るよう、事業全体の見直しを行うなど、所要額を精査した結果、減額要求を行うこととした。	116,917	72,705